

# 館林市下水道事業経営戦略

(令和7年度～令和16年度)

令和7年3月

館 林 市



# 目 次

1. はじめに	1
1.1. 概要及び目的	1
1.2. 対象事業	1
1.3. 計画期間	1
1.4. 事後検証及び見直し	2
2. 事業の概要	3
2.1. 公共下水道事業	3
2.2. 特定公共下水道事業	6
2.3. 農業集落排水事業	7
2.4. 使用料	9
2.5. 受益者負担金	11
2.6. 組織	11
2.7. 民間活力の活用等	12
3. 現状分析	13
3.1. 分析方法	13
3.2. 分析結果	18
4. 基本方針	37
5. 投資・財政計画	38
5.1. 基本条件	38
5.2. 収益的収支予測	39
5.3. 資本的収支予測	42
5.4. 投資・財政計画のまとめ	47
5.5. 経費回収率向上に向けたロードマップ	49
5.6. 使用料改定の必要性に係る検証について	51
5.7. 今後検討予定の取組	54
6. 収支シミュレーション結果	56
7. 主な用語集	80

## 1. はじめに

### 1.1. 概要及び目的

館林市の下水道事業は、市民の生活衛生の向上のため計画的に整備を進めてきたが、人口減少及び節水機器の普及に伴う下水道使用料収入の減少や、老朽化した下水道施設の更新費用等の増額が懸念されるなど、事業を取り巻く環境は大きな変化局面を迎えている。

こうしたなか、経営の効率化と合理化を図り、事業を安定的かつ持続的に進めるため、平成30年度(2018年度)から令和9年度(2027年度)までの10か年にわたる経営計画として、館林市下水道事業経営戦略を平成31年3月(2018年度)に策定した。

経営戦略については、令和2年3月に国土交通省「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」の通達において、「下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載」と規定されている。

さらに、令和4年1月に総務省「経営戦略の改定推進について」の通達において、「経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とすること」とされており、「新経済・財政再生計画改革工程表2023」(令和5年12月21日経済財政諮問会議決定)の目標値(KPI)としても、令和7年度までの経営戦略の見直し率100%が盛り込まれており、見直しが求められている。

このたび、平成30年度の策定から6か年経過することから、最新の経営成績に基づいて改めて財政収支計画を見直し、さらなる経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図ることを目的として、経営戦略を改定する。

### 1.2. 対象事業

検討対象は、以下の3事業とする。本市の下水道事業は令和2年度に地方公営企業法を適用(一部適用)し、公営企業会計により経理を行っている。

- (ア) 公共下水道事業
- (イ) 特定公共下水道事業
- (ウ) 農業集落排水事業

### 1.3. 計画期間

総務省の経営戦略策定・改定ガイドラインでは計画期間について、「10年以上の合理的な期間を設定することが必要である」と記載があり、平成30年度策定時の計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間としていた。

改定にあたっては経営戦略の計画期間は10年間とし、令和7～16年度(2025～2034年度)と設定した。

#### 1.4. 事後検証及び見直し

本計画の進捗状況管理(モニタリング)は毎年度行い、また5年ごとに計画の見直し(ローリング)を行うことによりPDCAサイクルを効果的に行う。事後検証及び見直しは中間年次の令和11年度(2029年度)に実施する予定である。

## 2. 事業の概要

### 2.1. 公共下水道事業

昭和44年、公共下水道及び都市計画の事業認可を受け、第1期事業計画として中心市街地231.7haから整備に着手し、その後、第2期、第3期と事業を推進し、平成8年に事業認可区域を981haへ変更、更に平成13年に1,140ha、平成29年に1,149haとし、令和3年には1,166haへ拡大した。このうち、令和5年度末までに879haを整備した。現在にいたるまで、1処理区(館林処理区)において単独処理を実施している。

表 2-1 公共下水道事業の事業計画と整備状況

(令和6年4月1日現在)

		全体計画	事業計画	現況	現況/計画
処理面積		1,490 ha	1,166 ha	878.57 ha	75.3 %
処理人口		50,050 人	41,680 人	36,013 人	86.4 %
管きよ	汚水管延長(幹線)	38,312 m	32,030 m	32,255 m	100.7 %
	雨水管延長(幹線)	18,922 m	17,270 m	12,277 m	71.1 %
汚水中継ポンプ場		2 か所	2 か所	2 か所	100.0 %
処理場		1 か所	1 か所	1 か所	100.0 %
事業費	管きよ	49,083 百万円	30,719 百万円	29,553 百万円	96.2 %
	処理場	15,869 百万円	13,133 百万円	12,765 百万円	97.2 %
	ポンプ場	1,639 百万円	2,269 百万円	1,753 百万円	77.3 %
	その他	百万円	百万円	141 百万円	
	計	66,591 百万円	46,121 百万円	44,212 百万円	95.9 %

### (1) 水質管理センター

昭和47年から水処理施設(1系列)の工事に着手し、昭和49年2月1日に供用を開始した。その後、汚水量の増加に対応するため昭和55年度には2系列、昭和61年度には3系列目を増設。平成元年度から4か年事業として汚泥処理棟、ポンプ棟の建設並びに汚泥造粒濃縮装置を設置。平成5年度から2か年事業として水処理施設脱臭設備の設置。平成8年度、主ポンプ1基増設。平成10年度から2か年事業として送風機(ブロワ)2台と電気設備の更新。平成11年度から4か年事業として、4系列に増設(平成15年4月1日供用開始)。

平成17年度に経年による施設設備の老朽化に対し、緊急性の高い施設を中心に再構築を行うための「館林市水質管理センター再構築計画」を策定。その後、平成29年度には長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するストックマネジメント計画を策定し、汚水処理施設の充実に努めているところである。

表 2-2 水質管理センターの事業計画と整備状況

(令和6年4月1日現在)

区分	全体計画	事業計画	現況
位置	館林市堀工町888番地		
敷地面積	52,310 m <sup>2</sup>	52,310 m <sup>2</sup>	48,653 m <sup>2</sup>
工事着手年月日	昭和47年11月25日		
供用開始年月日	昭和49年2月1日		
	(経過年数：50年)		
処理面積	1,490 ha	1,166 ha	878.57 ha
処理人口	50,050 人	41,680 人	36,013 人
人口密度	33.6 人/ha	35.7 人/ha	41.0 人/ha
処理能力	23,750 m <sup>3</sup> /日	23,170 m <sup>3</sup> /日	23,170 m <sup>3</sup> /日
	(5系列)	(4系列)	(4系列)
処理方法	標準活性汚泥法		
排除方法	分流式		

## (2) 中継ポンプ場

下水を汲み上げて再流下させるための施設で、本市では城沼、尾曳、高根の3か所を当初計画とし、そのうち城沼、尾曳の中継ポンプ場整備により処理区域内の汚水を圧送してきた。その後、城沼ポンプ場は平成10年3月に廃止、高根ポンプ場が平成18年3月末に供用開始となった。

表 2-3 中継ポンプ場の整備状況

(令和6年4月1日現在)

名称	尾曳汚水中継ポンプ場	高根汚水中継ポンプ場
位置	尾曳町29番29号	高根町879番地の9
敷地面積	1,271.5 m <sup>2</sup>	1,170 m <sup>2</sup>
工事着手	昭和58年6月10日	平成15年9月30日
供用開始	昭和61年4月1日	平成18年3月31日
	(経過年数：37年)	(経過年数：18年)
計画汚水量	5,136 m <sup>3</sup> /日最大	986 m <sup>3</sup> /日最大
ポンプ台数	2台	2台
圧送先	汚水7号幹線	汚水高根堀工幹線

## (3) 雨水ポンプ場

多々良沼雨水ポンプ場は、当初多々良土地改良組合により農業用の用排水ポンプ場として建設・運営されてきたが、館林自動車教習所及び県立美術館周辺の雨水対策として平成9年度、組合に対し施設の共用を依頼し、排水路及びポンプ場施設の改修、水槽の築造、用排水分離工事等を行い、平成10年4月から施設の一部の維持管理を行うこととなった。なお、用地及び施設は平成10年10月20日に登記を行い引き継いだ。

表 2-4 雨水ポンプ場の整備状況

(令和6年4月1日現在)

名称	多々良沼雨水ポンプ場
位置	館林市日向町1803番地の2
敷地及び建物面積	敷地：1,095m <sup>2</sup> 、建物：145.41m <sup>2</sup>
着工及び供用開始	着工：平成3年10月5日 供用開始：平成4年3月20日 (経過年数：32年)
排水能力	0.97m <sup>3</sup> /秒 (2台)
放流先	多々良沼

## 2.2. 特定公共下水道事業

館林工業団地造成に伴い、特別都市下水路として昭和42年に328haを計画面積として事業認可を受けたが、その後、処理対象を工業排水(事業所)のみに限定したことで、一般家庭を除いた67ha(うち邑楽町分が7ha)に縮小した。現在にいたるまで、1処理区(近藤処理区)において単独処理を実施している。

表 2-5 特定公共下水道事業(近藤処理場)の概要

(令和6年4月1日現在)

区分		全体計画	事業計画	現況
位置		館林市苗木町2447番地の90		
供用開始年月日		昭和44年9月8日 (経過年数：54年)		
計画処理面積		—	60 ha	60 ha
計画処理人口		—	工場排水のみ	46事業所
管きよ	汚水管延長	—	2,980 m	2,937 m
	雨水管延長	—	—	—
中継ポンプ場		1 か所	1 か所	1 か所
処理場	敷地面積	5,700 m <sup>2</sup>	5,700 m <sup>2</sup>	5,700 m <sup>2</sup>
	処理能力		3,600 m <sup>3</sup> /日	3,600 m <sup>3</sup> /日
	処理方法	簡易沈殿法		
排除方式		分流式		
放流先		近藤川		

### 2.3. 農業集落排水事業

下早川田地区、木戸地区は、館林市の北部に位置し、圃場整備事業で整備された、生産性の高い優良農地である。集落の生活排水は、道路側溝等より農業用水路の四ヶ村用水に流入していたため、水質悪化により農用地の生産被害が発生していた。本市の農業集落排水施設は水質汚濁を防止し、生産性の向上及び生活環境の改善を目的に農業振興課で建設され、平成17年4月1日から下水道課に引き継がれた。現在にいたるまで、2処理区(下早川田地区、木戸地区)において単独処理を実施している。

表 2-6 農業集落排水事業の概要

(令和6年4月1日現在)

区分	下早川田地区	木戸地区
位置	下早川田町527番地	木戸町321番地の1
供用開始	平成11年11月1日 (経過年数：24年)	平成17年4月1日 (経過年数：19年)
処理方式	回分式活性汚泥方式	連続流入間欠ばっ気方式
処理面積	19.7 ha	26.7 ha
計画処理人口	860 人	670 人
整備人口	354 人	407 人
供用人口	349 人	304 人
人口密度	18.0 人/ha	15.2 人/ha
計画最大汚水量	284 m <sup>3</sup> /日	208 m <sup>3</sup> /日
総事業費	918 百万円	671 百万円

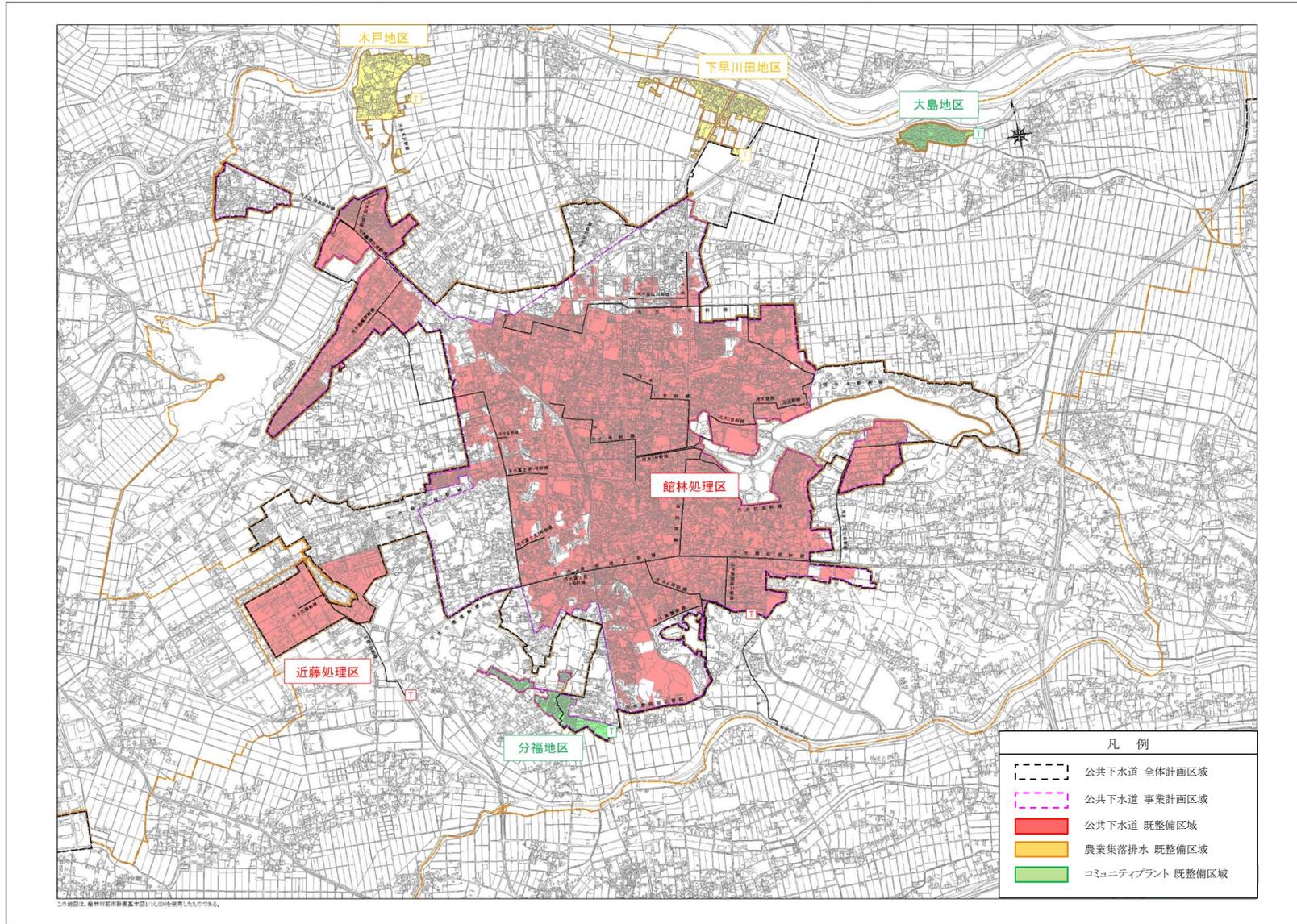


図 2-1 既整備区域図

## 2.4. 使用料

使用料体系は、基本料金に従量料金を合わせて算定している。

### ① 公共下水道事業、農業集落排水事業

現行料金は平成12年4月1日から適用している。

表 2-7 使用料 公共下水道事業、農業集落排水事業

区分	基本水量	料金	超過水量	料金
水量使用料	10 <sup>3</sup> まで	1,000円	10 <sup>3</sup> を超え25 <sup>3</sup> まで	170 円/ <sup>3</sup>
			25 <sup>3</sup> を超え50 <sup>3</sup> まで	175 円/ <sup>3</sup>
			50 <sup>3</sup> を超え100 <sup>3</sup> まで	185 円/ <sup>3</sup>
			100 <sup>3</sup> を超え200 <sup>3</sup> まで	210 円/ <sup>3</sup>
			200 <sup>3</sup> を超えるもの	215 円/ <sup>3</sup>
水質使用料	BOD5が180mg/Lを超えるものについて50mgごとに8円/ <sup>3</sup>			
	SSが200mg/Lを超えるものについて50mgごとに16円/ <sup>3</sup>			

※出典：館林市下水道条例

※BOD（生物化学的酸素要求量）は水中の有機物等の量を示す指標で、20℃で5日間に消費する酸素量（BOD5）を標準としている。

※SS（懸濁物質または浮遊物質）は水中の固形物等の量を示す指標で、検水をろ過した時に分離される物質で粒径2mm以下のものをいう。

### ② 特定公共下水道事業

現行料金は昭和58年4月1日から適用している。

表 2-8 使用料 特定公共下水道事業

汚水の種類	使用料		
	基本汚水量	基本料金	超過料金
一般排水	30 <sup>3</sup>	570円	1 <sup>3</sup> 増すごとに19円

汚水の種類	水質の区分	料金
シアン系排水	シアン含有量が10mg/L以下のもの	102 円/ <sup>3</sup>
	シアン含有量が10mg/Lを超え20mg/L以下のもの	197 円/ <sup>3</sup>
	シアン含有量が20mg/Lを超え30mg/L以下のもの	271 円/ <sup>3</sup>
	シアン含有量が30mg/Lを超え40mg/L以下のもの	332 円/ <sup>3</sup>
	シアン含有量が40mg/Lを超えるもの	市長がシアン含有量に応じて別に定める

近年の使用料収入状況は、表 2-9のとおりである。

表 2-9 使用料収入の状況

事業種	和暦	西暦	条例上の使用料	①年間有収水量	②料金収入	実質的な使用料
			20m <sup>3</sup> /月 (円)	(m <sup>3</sup> )	(千円)	20m <sup>3</sup> /月 (円)
公共下水	令和3年度	2021年	2,970	3,731,077	577,392	3,095
	令和4年度	2022年	2,970	3,662,223	565,818	3,090
	令和5年度	2023年	2,970	3,663,664	566,104	3,090
特定公共 下水	令和3年度	2021年	620	1,264,472	29,662	469
	令和4年度	2022年	620	1,370,298	31,652	462
	令和5年度	2023年	620	1,381,991	31,917	462
農集排	令和3年度	2021年	2,970	59,456	8,766	2,949
	令和4年度	2022年	2,970	59,395	8,751	2,947
	令和5年度	2023年	2,970	60,131	8,879	2,953
決算統計			33表1行13列	10表1行52列	26表1行3列	②/①×20×1000

※出典：決算統計

※条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

※実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

## 2.5. 受益者負担金

負担金額は、負担区ごとに設定されている単位金額に土地の面積を乗じて算出される。

表 2-10 負担区別負担金

負担区	面積 (ha)	設定年度	単位金額 (円/㎡)
第一負担区	227.4	昭和47年度	141
第二負担区	78.3	昭和54年度	196
第三負担区	55.2	昭和55年度	338
第四負担区	123.1	昭和59年度	397
第五負担区	95.4	昭和63年度	403
第六負担区	14.7	昭和63年度	409
第七負担区	55	平成元年度	372
第八負担区	7.7	平成元年度	350
第九負担区	9.8	平成5年度	540
第十負担区	22.2	平成6年度	505
第十一負担区	43.3	平成11年度	650
第十二負担区	228.4	平成15年度	600
第十三負担区	24.3	平成15年度	600
第十四負担区	75	平成15年度	630
第十五負担区	20.7	平成17年度	650
第十六負担区	13.2	平成21年度	600
第十七負担区	9.3	平成29年度	500

## 2.6. 組織

令和6年度の下水道課職員数は12名(うち工務係1名は地域し尿処理施設事業(コミュニティ・プラント)担当である。)を配置しており、その内訳を示す。

表 2-11 職員数

(単位：人)

下水道課	職員数
課長	1
管理係	5
工務係	6
計	12

※出典：令和5年度館林市下水道事業会計決算書

## 2.7. 民間活力の活用等

処理施設等の維持管理業務に係る包括的民間委託を実施している。指定管理者制度やその他のPPP/PFIは行っていない。

表 2-12 維持管理業務 外部委託

事業名	施設	契約方法
公共下水道事業	水質管理センター 尾曳、高根汚水中継ポンプ場 マンホールポンプ	包括的民間委託
特定公共下水道事業	近藤処理場	
農業集落排水事業	下早川田地区処理施設 木戸地区処理施設	

### 3. 現状分析

現状分析は、本市の下水道事業における各種の経営指標等を活用して、事業規模の類似する団体(以下、類似団体)及び、近隣団体との比較・特徴の分析を行い、現状の課題を的確に把握するために行う。

#### 3.1. 分析方法

##### 3.1.1. 分析方法

現状分析に使用する経営指標は、総務省の経営比較分析表で使用されている経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するための指標に加えて、公共下水道事業等の特性を十分に踏まえた指標を用いることにより、財務偏重の分析にならないように配慮する。

表 3-1 現状分析に用いた経営指標

分類	指標	算出式
収益	1 経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
	2 累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
	3 流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
	4 企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債現在高合計}-\text{一般会計負担額}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}-\text{雨水処理負担金}} \times 100$
	5 経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$
	6 汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$
資本	7 施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
	8 水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
	9 有収率 (%)	$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$
	10 有形固定資産減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
	11 管きよ老朽化率 (%)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
	12 管きよ改善率 (%)	$\frac{\text{改善 (更新・改良・修繕) 管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$

※出典：総務省公表「経営指標の概要（下水道事業）」

### 3.1.2. 分析条件

#### ① 分析対象年度

分析対象年度は、過去4か年(2020～2023年度 令和2～5年度)とした。

#### ② 使用データ及び分析方法

経営指標算出に使用するデータは、総務省の「経営比較分析表データ」および「地方公営企業年鑑」とした

#### ③ 類似団体の抽出

比較対象となる類似団体は、総務省の類似団体区分を採用し、さらに、群馬県内市町村との比較を行うものとした。

なお、特定公共下水道事業は類似団体区分がないため、特定公共下水道事業全団体を対象とした。

表 3-2 類似団体数 抽出結果

事業名	範囲	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公共下水道	全国類団	132	138	147	155	158
	県類団	0	5	3	3	3
特定公共下水道	全国類団	9	9	9	9	9
	県類団	0	0	0	0	0
農業集落排水	全国類団	717	698	675	648	621
	県類団	5	6	11	16	15

表 3-3 総務省の類似団体区分(公共下水道事業)

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
政令市等			政令市等
10万以上	100人/ha以上		Aa
	75人/ha以上		Ab
	50人/ha以上	30年以上	Ac1
		30年未満	Ac2
	50人/ha未満		Ad
3万以上 (館林市：36,013人)	100人/ha以上		Ba
	75人/ha以上	30年以上	Bb1
		30年未満	Bb2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1
		30年未満	Bc2
	50人/ha未満 (館林市：41人/ha)	30年以上 (館林市：50年)	Bd1
30年未満		Bd2	
3万未満	75人/ha以上		Ca
	50人/ha以上	30年以上	Cb1
		15年以上	Cb2
		15年未満	Cb3
	25人/ha以上	30年以上	Cc1
		15年以上	Cc2
		15年未満	Cc3
	25人/ha未満	30年以上	Cd1
		15年以上	Cd2
15年未満		Cd3	

表 3-4 総務省の類似団体区分(農業集落排水事業)

供用開始後年数別区分	類型区分
30年以上	F1
15年以上 (館林市：24年)	F2
15年未満	F3

※出典:総務省経営比較分析類似団体一覧

※館林市の値は令和6年4月1日時点

表 3-5 全国類似団体のうち関東地方(1都6県)の類似団体抜粋 公共下水道事業  
(法適用、2022年、38団体)

団体コード	都道府県・団体名称	団体コード	都道府県・団体名称
82040	茨城県 古河市	92169	栃木県 下野市
82058	茨城県 石岡市	102032	群馬県 桐生市
82082	茨城県 龍ヶ崎市	102041	群馬県 伊勢崎市
82163	茨城県 笠間市	102075	群馬県 館林市
82210	茨城県 ひたちなか市	112020	埼玉県 熊谷市
82228	茨城県 鹿嶋市	112062	埼玉県 行田市
82244	茨城県 守谷市	112071	埼玉県 秩父市
82261	茨城県 那珂市	112119	埼玉県 本庄市
82279	茨城県 筑西市	112127	埼玉県 東松山市
82325	茨城県 神栖市	112186	埼玉県 深谷市
84433	茨城県 阿見町	118907	埼玉県 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合
89222	茨城県 日立・高萩広域下水道組合	122068	千葉県 木更津市
92037	栃木県 栃木市	122106	千葉県 茂原市
92045	栃木県 佐野市	122297	千葉県 袖ヶ浦市
92053	栃木県 鹿沼市	122319	千葉県 印西市
92061	栃木県 日光市	128775	千葉県 君津富津広域下水道組合
92096	栃木県 真岡市	133035	東京都 瑞穂町
92100	栃木県 大田原市	142174	神奈川県 南足柄市
92134	栃木県 那須塩原市	144011	神奈川県 愛川町

表 3-6 全国類似団体 特定公共下水道事業(法適用、2022年、9団体)

団体コード	都道府県・団体名称
10006	北海道
32069	岩手県 北上市
42111	宮城県 岩沼市
80004	茨城県
82112	茨城県 常総市
102075	群馬県 館林市
122190	千葉県 市原市
180009	福井県
182079	福井県 鯖江市

表 3-7 全国類似団体のうち関東地方(1都6県) の類似団体抜粋 農業集落排水事業  
(法適用、2022年、86団体)

団体コード	都道府県・団体名称
82058	茨城県 石岡市
82074	茨城県 結城市
82082	茨城県 龍ヶ崎市
82112	茨城県 常総市
82121	茨城県 常陸太田市
82163	茨城県 笠間市
82236	茨城県 潮来市
82244	茨城県 守谷市
82252	茨城県 常陸大宮市
82261	茨城県 那珂市
82287	茨城県 坂東市
82295	茨城県 稲敷市
82317	茨城県 桜川市
82341	茨城県 鉾田市
82350	茨城県 つくばみらい市
82368	茨城県 小美玉市
83020	茨城県 茨城町
83101	茨城県 城里町
84433	茨城県 阿見町
85421	茨城県 五霞町
85464	茨城県 境町
92037	栃木県 栃木市
92045	栃木県 佐野市
92053	栃木県 鹿沼市
92100	栃木県 大田原市
92118	栃木県 矢板市
92134	栃木県 那須塩原市
92142	栃木県 さくら市
92151	栃木県 那須烏山市
93017	栃木県 上三川町
93424	栃木県 益子町
93611	栃木県 壬生町
93645	栃木県 野木町
93866	栃木県 高根沢町
94111	栃木県 那珂川町
102067	群馬県 沼田市
102075	群馬県 館林市
102105	群馬県 富岡市
102121	群馬県 みどり市
103446	群馬県 榛東村
103454	群馬県 吉岡町
103845	群馬県 甘楽町
104213	群馬県 中之条町

団体コード	都道府県・団体名称
104248	群馬県 長野原町
104256	群馬県 嬭恋村
104281	群馬県 高山村
104299	群馬県 東吾妻町
104434	群馬県 片品村
104485	群馬県 昭和村
104493	群馬県 みなかみ町
112011	埼玉県 川越市
112071	埼玉県 秩父市
112101	埼玉県 加須市
112381	埼玉県 蓮田市
112402	埼玉県 幸手市
112429	埼玉県 日高市
112437	埼玉県 吉川市
112461	埼玉県 白岡市
113263	埼玉県 毛呂山町
113417	埼玉県 滑川町
113433	埼玉県 小川町
113484	埼玉県 鳩山町
113816	埼玉県 美里町
113859	埼玉県 上里町
114081	埼玉県 寄居町
114421	埼玉県 宮代町
114651	埼玉県 松伏町
122106	千葉県 茂原市
122114	千葉県 成田市
122122	千葉県 佐倉市
122131	千葉県 東金市
122157	千葉県 旭市
122190	千葉県 市原市
122254	千葉県 君津市
122297	千葉県 袖ヶ浦市
122378	千葉県 山武市
122394	千葉県 大網白里市
123471	千葉県 多古町
124036	千葉県 九十九里町
124095	千葉県 芝山町
124109	千葉県 横芝光町
124222	千葉県 睦沢町
124265	千葉県 長柄町
124273	千葉県 長南町
133647	東京都 神津島村
141500	神奈川県 相模原市

## 3.2. 分析結果

### 3.2.1. 公共下水道事業

経営指標による類似団体との経営比較分析

公共下水道事業

経営の健全性・効率性

経営指標	①経常収支比率 (%)			
①経常収支比率 (%)				
評価基準	100%を超えるほうが良い			
計算式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$			
説明	<p>使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す。100%を超えているときは、単年度の収支が黒字であることを意味する。</p>			
評価	<p>経常費用を経常収益で賄うことが出来ている。一般会計からの繰入金による影響があるが、健全な状態といえる。ただし、徐々に減少しており、今後もこの水準を維持するためには、より一層の使用料収入の確保、維持管理費用等の削減が必要である。</p>			

経営の健全性・効率性

経営指標	②累積欠損金比率 (%)			
②累積欠損金比率 (%)				
評価基準	0%となるほうが良い			
計算式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$			
説明	<p>営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す。</p>			
評価	<p>累積欠損金は発生しておらず、健全な財務状況といえる。引き続き、健全な財務状況を維持する。</p>			

経営指標による類似団体との経営比較分析

公共下水道事業

経営の健全性・効率性

経営指標	③流動比率 (%)			
③流動比率 (%)				
評価基準	高い方が良い			
計算式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$			
説明	<p>1年以内に支払うべき債務に対して、支払い可能な現金等をどの程度有しているかを示す指標であり、短期の支払い能力を表す。</p>			
評価	<p>流動比率は継続的に上昇しており、類似団体を上回る水準に達しているが、依然として100%を下回っているため、引き続き現金預金の確保が必要である。</p>			

経営の健全性・効率性

経営指標	④企業債残高対事業規模比率 (%)			
④企業債残高対事業規模比率 (%)				
評価基準	低い方が良い			
計算式	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$			
説明	<p>企業債の残高と使用料収入等の収益との比率を示す。比率は低い方が良くとされている。</p>			
評価	<p>類似団体平均値よりも低い水準であり、健全な状況といえる。今後改築が増加することが予想されるため、計画的に工事を実施し、この水準を維持するように努める。</p>			

経営指標による類似団体との経営比較分析

公共下水道事業

経営の健全性・効率性

経営指標	⑤経費回収率 (%)			
⑤経費回収率 (%)				
評価基準				
100%を超えるほうが良い				
計算式				
$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$ (公費負担分を除く)				
説明	評価			
汚水処理に要した経費を、使用料収入でどの程度賄えているかを示す。使用料水準等を評価することが可能で、すべて使用料収入で賄えている場合は100%以上となり、適正な使用料が確保されていることとなる。	経費回収率が100%であるため、適正な使用料水準といえる。引き続き、この水準を維持できるよう努める。使用動態に即した適正な使用料体系のあり方についても、今後必要に応じて検討する。			

経営の健全性・効率性

経営指標	⑥汚水処理原価 (円)			
⑥汚水処理原価 (円)				
評価基準				
低い方が良い				
計算式				
$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$				
説明	評価			
下水道使用料の対象となった水量1m3あたりの汚水処理に要した費用を示す。一般的には低額の方が良いとされているが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較等により現状分析を行う。	類似団体平均値を下回っており、効率的な処理ができているといえる。引き続き汚水処理原価の抑制に努める。			

経営指標による類似団体との経営比較分析

公共下水道事業

経営の健全性・効率性

経営指標	⑦施設利用率 (%)			
⑦施設利用率 (%)				
評価基準	高い方が良い			
計算式	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$			
説明	<p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する。</p>			
評価	<p>類似団体平均を上回っているため、効率良く施設を使用出来ている。引き続き、効率性を重視した施設利用に努める。</p>			

経営の健全性・効率性

経営指標	⑧水洗化率 (%)			
⑧水洗化率 (%)				
評価基準	高い方が良い			
計算式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$			
説明	<p>処理区域内人口のうち、下水道を使用して汚水処理をしている人口の割合を示す指標で、100%となることが理想である。</p>			
評価	<p>水洗化率は、類似団体平均値を若干下回っているが、年々向上している。引き続き、普及促進活動を継続し、水洗化率の向上に努める。</p>			

経営指標による類似団体との経営比較分析

公共下水道事業

経営の健全性・効率性

経営指標	⑨有収率 (%)	
⑨有収率 (%)		
評価基準	高い方が良い	
計算式	$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$	
説明	<p>各家庭・事業所等から排出された汚水量のうち、実際に下水道使用料の対象となった水量の割合を示す指標で、100%に近いほど良いとされている。</p>	
評価	<p>類似団体平均値を下回る水準で推移している。管きよの点検、不明水対策などによる改善が必要である。</p>	

老朽化の状況

経営指標	⑩有形固定資産減価償却率 (%)	
⑩有形固定資産減価償却率 (%)		
評価基準	低い方が良い	
計算式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	
説明	<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合いを表す。この比率が高いほど減価償却が進んでおり、施設の老朽化が進んでいるということを示す。</p>	
評価	<p>類似団体平均値よりも低い水準となっている。引き続き老朽化資産の改築について、ストックマネジメント計画に従い、効率的に実施する。</p>	

経営指標による類似団体との経営比較分析

公共下水道事業

老朽化の状況

経営指標	⑪管きよ老朽化率 (%)			
⑪管きよ老朽化率 (%)				
評価基準	低い方が良い			
計算式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$			
説明	<p>法定耐用年数を超過した管きよ延長の割合を示す指標で、管きよの老朽化度合いを表す。</p>			
評価	<p>本市の公共下水道事業は昭和49年に供用開始しており、法定耐用年数に達した管きよ延長は年々増加している。今後も増えていくことが予想されるため、更新を計画的に進める。</p>			

老朽化の状況

経営指標	⑫管きよ改善率 (%)			
⑫管きよ改善率 (%)				
評価基準	高い方が良い			
計算式	$\frac{\text{改善（更新・改良・修繕）管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$			
説明	<p>その年度に更新・改良・修繕した管きよ延長の割合を示した指標で、改善の取組状況を表す。</p>			
評価	<p>今後、更新が必要な管きよが増加することが予想される。調査結果に基づき計画的に更新を進める。</p>			

### 3.2.2. 特定公共下水道事業

経営指標による類似団体との経営比較分析

特定公共下水道事業

経営の健全性・効率性

経営指標	①経常収支比率 (%)	
①経常収支比率 (%)		
評価基準	100%を超えるほうが良い	
計算式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	
説明	評価	
<p>使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す。100%を超えているときは、単年度の収支が黒字であることを意味する。</p>	<p>経常費用を経常収益で賄うことが出来ている。</p>	

経営の健全性・効率性

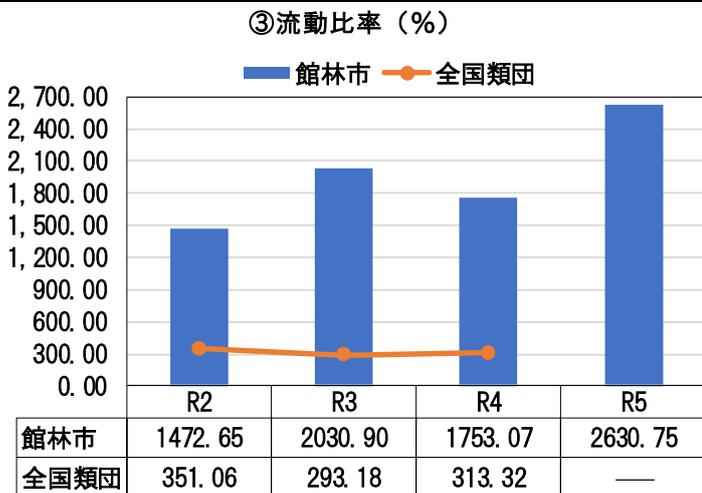
経営指標	②累積欠損金比率 (%)	
②累積欠損金比率 (%)		
評価基準	0%となるほうが良い	
計算式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$	
説明	評価	
<p>営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す。</p>	<p>累積欠損金は発生しておらず、健全な財務状況といえる。引き続き、健全な財務状況を維持する。</p>	

経営指標による類似団体との経営比較分析

特定公共下水道事業

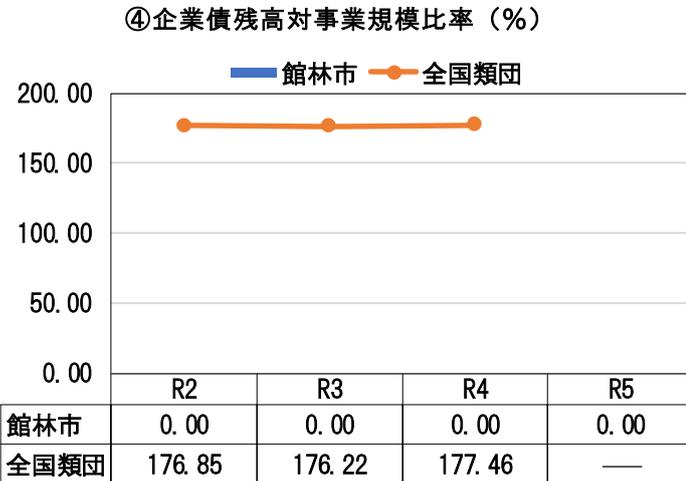
経営の健全性・効率性

経営指標	③流動比率 (%)	
③流動比率 (%)		
評価基準	高い方が良い	
計算式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	
説明	<p>1年以内に支払うべき債務に対して、支払い可能な現金等をどの程度有しているかを示す指標であり、短期の支払い能力を表す。</p>	
評価	<p>流動比率は100%を超えており、健全な財務状況といえる。</p>	



経営の健全性・効率性

経営指標	④企業債残高対事業規模比率 (%)	
④企業債残高対事業規模比率 (%)		
評価基準	低い方が良い	
計算式	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	
説明	<p>企業債の残高と使用料収入等の収益との比率を示す。比率は低い方が良いとされている。</p>	
評価	<p>企業債の残高がないため0%となっている。</p>	



経営指標による類似団体との経営比較分析

特定公共下水道事業

経営の健全性・効率性

経営指標	⑤経費回収率 (%)			
⑤経費回収率 (%)				
評価基準				
100%を超えるほうが良い				
計算式				
$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$ (公費負担分を除く)				
説明	評価			
汚水処理に要した経費を、使用料収入でどの程度賄えているかを示す。使用料水準等を評価することが可能で、すべて使用料収入で賄えている場合は100%以上となり、適正な使用料が確保されていることとなる。	経費回収率は100%を超えており、適正な使用料水準といえる。			

経営の健全性・効率性

経営指標	⑥汚水処理原価 (円)			
⑥汚水処理原価 (円)				
評価基準				
低い方が良い				
計算式				
$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$				
説明	評価			
下水道使用料の対象となった水量 1 m <sup>3</sup> あたりの汚水処理に要した費用を示す。一般的には低額の方が良いとされてるが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較等により現状分析を行う。	類似団体平均を下回っており、効率的な処理ができていているといえる。引き続き汚水処理原価の抑制に努める。			

経営指標による類似団体との経営比較分析

特定公共下水道事業

経営の健全性・効率性

経営指標	⑦施設利用率 (%)			
⑦施設利用率 (%)				
評価基準	高い方が良い			
計算式	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$			
説明	<p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する。</p>			
評価	<p>類似団体平均を上回っているため、効率良く施設を使用出来ている。</p>			

経営の健全性・効率性

経営指標	⑧水洗化率 (%)			
⑧水洗化率 (%)				
評価基準	高い方が良い			
計算式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$			
説明	<p>処理区域内人口のうち、下水道を使用して汚水処理をしている人口の割合を示す指標で、100%となることが理想である。</p>			
評価	<p>本市の特定公共下水道事業は、処理対象を工業排水のみに限定しているため、水洗化率は0となる。</p>			

経営指標による類似団体との経営比較分析

特定公共下水道事業

経営の健全性・効率性

経営指標	⑨有収率 (%)	
⑨有収率 (%)		
評価基準	高い方が良い	
計算式	$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$	
説明	<p>各家庭・事業所等から排出された汚水量のうち、実際に下水道使用料の対象となった水量の割合を示す指標で、100%に近いほど良いとされている。</p>	
評価	<p>類似団体平均を下回る水準で推移している。管きよの点検、不明水対策などによる改善が必要である。</p>	

老朽化の状況

経営指標	⑩有形固定資産減価償却率 (%)	
⑩有形固定資産減価償却率 (%)		
評価基準	低い方が良い	
計算式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	
説明	<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合いを表す。この比率が高いほど減価償却が進んでおり、施設の老朽化が進んでいるということを示す。</p>	
評価	<p>類似団体平均値よりも低い水準となっている。引き続き老朽化資産の改築について、ストックマネジメント計画に従い、効率的に実施していく。</p>	

経営指標による類似団体との経営比較分析

特定公共下水道事業

老朽化の状況

経営指標	①管きよ老朽化率 (%)																		
①管きよ老朽化率 (%)																			
評価基準	低い方が良い																		
計算式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$																		
説明	<p>法定耐用年数を超えた管きよ延長の割合を示す指標で、管きよの老朽化度合いを表す。</p> <p>本市の特定公共下水道事業は、昭和44年に供用開始となっており、管きよ老朽化率が100%に達している。</p>																		
評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館林市</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> <td>100.00</td> </tr> <tr> <td>全国類団</td> <td>4.18</td> <td>4.58</td> <td>4.95</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					R2	R3	R4	R5	館林市	100.00	100.00	100.00	100.00	全国類団	4.18	4.58	4.95	—
	R2	R3	R4	R5															
館林市	100.00	100.00	100.00	100.00															
全国類団	4.18	4.58	4.95	—															

老朽化の状況

経営指標	②管きよ改善率 (%)																		
②管きよ改善率 (%)																			
評価基準	高い方が良い																		
計算式	$\frac{\text{改善（更新・改良・修繕）管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$																		
説明	<p>その年度に更新・改良・修繕した管きよ延長の割合を示した指標で、改善の取組状況を表す。</p> <p>現時点では管きよの更新は行っていない。今後、更新が必要な管きよが増加することが予想される。調査結果に基づき計画的な更新を行っていく。</p>																		
評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館林市</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>全国類団</td> <td>0.18</td> <td>0.41</td> <td>0.10</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					R2	R3	R4	R5	館林市	0.00	0.00	0.00	0.00	全国類団	0.18	0.41	0.10	—
	R2	R3	R4	R5															
館林市	0.00	0.00	0.00	0.00															
全国類団	0.18	0.41	0.10	—															

### 3.2.3. 農業集落排水事業

経営指標による類似団体との経営比較分析

農業集落排水事業

経営の健全性・効率性

経営指標	<p>①経常収支比率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館林市</td> <td>124.90</td> <td>118.99</td> <td>112.00</td> <td>122.37</td> </tr> <tr> <td>全国類団</td> <td>106.37</td> <td>106.07</td> <td>105.50</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県類団</td> <td>108.94</td> <td>108.18</td> <td>109.23</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	館林市	124.90	118.99	112.00	122.37	全国類団	106.37	106.07	105.50	—	県類団	108.94	108.18	109.23	—
		R2	R3	R4	R5																
館林市		124.90	118.99	112.00	122.37																
全国類団		106.37	106.07	105.50	—																
県類団	108.94	108.18	109.23	—																	
①経常収支比率 (%)																					
評価基準																					
100%を超えるほうが良い																					
計算式																					
$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$																					
説明	評価																				
<p>使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す。100%を超えているときは、単年度の収支が黒字であることを意味する。</p>	<p>経常費用を経常収益で賄うことが出来ている。一般会計からの繰入金による影響があるが、健全な状態といえる。ただし、徐々に減少しており、今後もこの水準を維持するためには、より一層の使用料収入の確保、維持管理費用等の削減が必要である。</p>																				

経営の健全性・効率性

経営指標	<p>②累積欠損金比率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館林市</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>全国類団</td> <td>139.02</td> <td>132.04</td> <td>145.43</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県類団</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	館林市	0.00	0.00	0.00	0.00	全国類団	139.02	132.04	145.43	—	県類団	0.00	0.00	0.00	—
		R2	R3	R4	R5																
館林市		0.00	0.00	0.00	0.00																
全国類団		139.02	132.04	145.43	—																
県類団	0.00	0.00	0.00	—																	
②累積欠損金比率 (%)																					
評価基準																					
0%となるほうが良い																					
計算式																					
$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$																					
説明	評価																				
<p>営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す。</p>	<p>累積欠損金は発生しておらず、健全な財務状況といえる。引き続き、健全な財務状況を維持することとする。</p>																				

経営指標による類似団体との経営比較分析

農業集落排水事業

経営の健全性・効率性

経営指標	③流動比率 (%)																					
③流動比率 (%)																						
評価基準	高い方が良い																					
計算式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$																					
説明	評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館林市</td> <td>52.14</td> <td>47.73</td> <td>25.88</td> <td>4.56</td> </tr> <tr> <td>全国類団</td> <td>29.13</td> <td>35.69</td> <td>38.40</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県類団</td> <td>39.16</td> <td>48.95</td> <td>61.32</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	館林市	52.14	47.73	25.88	4.56	全国類団	29.13	35.69	38.40	—	県類団	39.16	48.95	61.32	—
	R2	R3	R4	R5																		
館林市	52.14	47.73	25.88	4.56																		
全国類団	29.13	35.69	38.40	—																		
県類団	39.16	48.95	61.32	—																		
1年以内に支払うべき債務に対して、支払い可能な現金等をどの程度有しているかを示す指標であり、短期の支払い能力を表す。	流動比率が100%に達しておらず、類似団体平均値も下回っている。さらなる現金預金の確保が必要である。																					

経営の健全性・効率性

経営指標	④企業債残高対事業規模比率 (%)																					
④企業債残高対事業規模比率 (%)																						
評価基準	低い方が良い																					
計算式	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$																					
説明	評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館林市</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>全国類団</td> <td>867.83</td> <td>791.76</td> <td>868.03</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県類団</td> <td>328.92</td> <td>264.83</td> <td>259.53</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		R2	R3	R4	R5	館林市	0.00	0.00	0.00	0.00	全国類団	867.83	791.76	868.03	—	県類団	328.92	264.83	259.53	—
	R2	R3	R4	R5																		
館林市	0.00	0.00	0.00	0.00																		
全国類団	867.83	791.76	868.03	—																		
県類団	328.92	264.83	259.53	—																		
企業債の残高と使用料収入等の収益との比率を示す。比率は低い方が良いとされている。	農業集落排水事業における企業債は全額が一般会計負担となっているため、企業債残高対事業規模比率は0%となっている。																					

経営指標による類似団体との経営比較分析

農業集落排水事業

経営の健全性・効率性

経営指標	⑤経費回収率 (%)			
⑤経費回収率 (%)				
評価基準	100%を超えるほうが良い			
計算式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}} \times 100$ (公費負担分を除く)			
説明	汚水処理に要した経費を、使用料収入でどの程度賄えているかを示す。使用料水準等を評価することが可能で、すべて使用料収入で賄えている場合は100%以上となり、適正な使用料が確保されていることとなる。			
評価	経費回収率が100%に達しておらず、類似団体平均も下回っている。経費回収率向上の取組が必要である。			

経営の健全性・効率性

経営指標	⑥汚水処理原価 (円)			
⑥汚水処理原価 (円)				
評価基準	低い方が良い			
計算式	$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$			
説明	下水道使用料の対象となった水量 1 m <sup>3</sup> あたりの汚水処理に要した費用を示す。一般的には低額の方が良いとされてるが、明確な数値基準がないため、経年比較や類似団体との比較等により現状分析を行う。			
評価	類似団体平均値を上回っている。汚水処理原価抑制の取組が必要である。			

経営指標による類似団体との経営比較分析

農業集落排水事業

経営の健全性・効率性

経営指標	⑦施設利用率 (%)			
⑦施設利用率 (%)				
評価基準	高い方が良い			
計算式	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$			
説明	<p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する。</p>			
評価	<p>類似団体平均を下回っている。より一層、効率性を重視した施設利用に努めるとともに、汚水処理のあり方や施設の規模を適正化するための抜本的取組を検討する必要がある。</p>			

	R2	R3	R4	R5
館林市	35.57	33.74	33.74	34.15
全国類団	54.83	66.53	52.35	—
県類団	50.86	44.19	43.37	—

経営の健全性・効率性

経営指標	⑧水洗化率 (%)			
⑧水洗化率 (%)				
評価基準	高い方が良い			
計算式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$			
説明	<p>処理区域内人口のうち、下水道を使用して汚水処理をしている人口の割合を示す指標で、100%となることが理想である。</p>			
評価	<p>水洗化率は、類似団体平均値を上回っている。引き続き、普及促進活動を継続し、水洗化率の向上に努める。</p>			

	R2	R3	R4	R5
館林市	82.52	83.67	84.78	85.81
全国類団	84.70	84.67	84.39	—
県類団	79.34	80.45	80.21	—

経営指標による類似団体との経営比較分析

農業集落排水事業

経営の健全性・効率性

経営指標	⑨有収率 (%)	
⑨有収率 (%)		
評価基準	高い方が良い	
計算式	$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$	
説明	<p>各家庭・事業所等から排出された汚水量のうち、実際に下水道使用料の対象となった水量の割合を示す指標で、100%に近いほど良いとされている。</p>	
評価	<p>類似団体平均値を上回っている。管きよの点検、不明水対策等の取組を通じ、引き続きこの水準の維持に努める。</p>	

老朽化の状況

経営指標	⑩有形固定資産減価償却率 (%)	
⑩有形固定資産減価償却率 (%)		
評価基準	低い方が良い	
計算式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	
説明	<p>有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを示す指標で、資産の老朽化度合いを表す。この比率が高いほど減価償却が進んでおり、施設の老朽化が進んでいるということを示す。</p>	
評価	<p>類似団体平均値よりも低い水準となっている。引き続き老朽化資産の改築について、効率的に実施していく。</p>	

経営指標による類似団体との経営比較分析

農業集落排水事業

老朽化の状況

経営指標	⑪管きよ老朽化率 (%)			
⑪管きよ老朽化率 (%)				
評価基準	低い方が良い			
計算式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$			
説明	<p>法定耐用年数を超えた管きよ延長の割合を示す指標で、管きよの老朽化度合いを表す。</p>			
評価	<p>本市農業集落排水事業においては、法定耐用年数に達した管きよは無い。</p>			

老朽化の状況

経営指標	⑫管きよ改善率 (%)			
⑫管きよ改善率 (%)				
評価基準	高い方が良い			
計算式	$\frac{\text{改善（更新・改良・修繕）管きよ延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$			
説明	<p>その年度に更新・改良・修繕した管きよ延長の割合を示した指標で、改善の取組状況を表す。</p>			
評価	<p>現時点では老朽化に伴う管きよの更新は行っていない。将来的に更新が必要な管きよが増加することが予想されるため、適正な維持管理に努めつつ、調査結果に基づく計画的な更新を行っていく。</p>			

### 3.2.4. 全体総括

#### (1) 公共下水道事業

- ① 経営の健全性・効率性に関しては、館林市は類似団体と比べ、突出して数値が悪い箇所はないが、今後は物価上昇による費用の増加が見込まれ、処理場、ポンプ場や管きょの老朽化が進む中、いかに経済的かつ効果的な施設の維持管理及び更新ができるかが課題となる。
- ② 有収率が類似団体と比べて低い水準となっており、不明水対策が必要な状況となっている。処理場に関しては、ストックマネジメント計画を策定し、計画的な改築・修繕を行っている。今後は、事業環境の変化や耐震・耐水化工事などの進捗を踏まえ、常に最適な状態を維持出来るように、ストックマネジメント計画の定期的な見直しを実施する。
- ③ 今後も人口減少や節水タイプの家電製品の増加など、料金収入に対しては懸念材料が多々あるが、接続促進により水洗化率を向上させるとともに、3年～5年おきに使用料改定の必要性に関する検証を行い、安定的な下水道経営が図れるように努力していく。

#### (2) 特定公共下水道事業

- ① 公共下水道事業と同様に、経営の健全性・効率性に関しては、館林市は類似団体と比べ、突出して数値が悪い箇所はないが、今後は物価上昇による維持管理費用の増加、処理場や管きょの老朽化が進む中での改築の方向性が課題となる。
- ② 供用開始後50年以上経過することから、特に管きょ老朽化率と有収率が類似団体よりも低い水準となっている。令和5年3月に群馬県が策定した「群馬県汚水処理計画」(広域化・共同化計画)においては、公共下水道への統廃合の可能性検討が盛り込まれており、今後はより具体的な検討を進める。

#### (3) 農業集落排水事業

- ① 経営の健全性・効率性に関しては、類似団体と比較して厳しい状況にあり、特に近年は経費回収率が50%を下回っている。農業集落排水事業は、その性質上、料金収入だけでは経営を維持することは困難であり、一般会計からの繰入金に依存している。
- ② 農業集落排水事業単体での収支の均衡は困難な状況であり、現在の傾向は今後も続くものと予想される。また、令和5年3月に群馬県が策定した「群馬県汚水処理計画」(広域化・共同化計画)においては、公共下水道への統廃合の可能性検討が盛り込まれており、今後はより具体的な検討を進める。

#### 4. 基本方針

本市の公共下水道事業は、市民の生活環境保全及び公衆衛生向上のため計画的に整備を進めてきたが、人口減少や節水機器の普及に伴う下水道使用料収入の伸び悩みや、老朽化した処理施設の改築更新費の増加が懸念されるなど、厳しい経営状況を迎えている。今後も市民の要望に即したサービスを継続して提供するためには、企業性と公共性を両立した経営を目指す必要がある。

そこで、以下の6つの取組を経営の基本方針として、事業運営を推進する。

##### ① 投資の合理化

市民の生活環境改善や利便性向上のため、事業計画区域内未整備地区の効率的な管きょ整備を行う。

##### ② 計画的な改築更新

管きょ、処理場施設の老朽化及び不明水対策は、「ストックマネジメント計画」に基づき、予防保全型の改築更新を実施し、事業費の平準化を図る。また、令和5年度に実施した耐震・耐水化実施計画の内容も踏まえ、事業全体での最適化のため、定期的な見直しを行う。

##### ③ 維持管理費の抑制

施設の包括的民間委託や、各処理施設の維持管理業務の一括発注等を継続し、物価上昇による維持管理費の増加を抑制する。

##### ④ 事業の統廃合

令和5年3月に群馬県が策定した「群馬県汚水処理計画」(広域化・共同化計画)において、特定公共下水道事業、農業集落排水事業等の統廃合等が挙げられていることを踏まえ、統廃合の実現性・経済性に関する具体的な検討に取り組む。

##### ⑤ 財源の確保

国庫補助事業の活用により財源確保を図るとともに、未接続世帯への呼びかけ等を強化し、水洗化率の向上に努める。

##### ⑥ 経営基盤の強化

本経営戦略の達成状況に関するモニタリングや使用料改定の必要性に関する検証を実施し、更なる経営基盤強化に取り組む。

## 5. 投資・財政計画

### 5.1. 基本条件

収益的収支や資本的収支の各区分における数字設定の考え方を以降に示す。

- 使用料水準・体系や一般会計からの繰入金などが現状と同等とした場合を想定し、各事業を実施したときの収支ギャップを分析する。
- 実績は、基本的に決算統計及び決算書の値を用いる。
- 2022年度(令和4年度)～2023年度(令和5年度)は決算、2024年度(令和6年度)は予算、2025年度(令和7年度)は予算見込み、将来(2026年度(令和8年度)以降)は財政シミュレーションの結果を用いる。
- 投資・財政計画に関しては、収益的収支は税抜、資本的収支は税込みの値を用いる。

## 5.2. 収益的収支予測

収益的収支における数値設定の考え方を表 5-1～表 5-2に示す。

表 5-1 収益的収入における数値設定の考え方

区分		将来（令和8年度以降）
収益的 収入	(1) 営業収益	
	ア 料金収入	<p>行政人口は国立社会保障・人口問題研究所が公表する最新の人口予測を採用し、処理区域内人口（公共下水道事業・農業集落排水事業）についても行政人口と同率で推移するものとして推計する。</p> <p>水洗化人口（公共下水道事業・農業集落排水事業）は令和16年度までに公共下水道事業の水洗化率が93%、農業集落排水事業の水洗化率が90%まで上昇することを見込んで計算する。</p> <p>公共下水道事業・農業集落排水事業については水洗化人口一人当たりの有収水量が令和5年度と同値で推移することとして有収水量を算出したうえで、過去3年分の調定実績を踏まえて収入を計算する。</p> <p>特定公共下水道事業については、令和5年度実績と同じ有収水量で推移するものとし、過去3年分の使用料単価の平均値を乗じて算出する。</p>
	イ 受託工事収益	受託工事収益は見込まない。
	ウ その他	実績を踏まえて個別に推計する。
	(2) 営業外収益	
	ア 他会計補助金	<p>総務省の算定基準に基づき基準内繰入金を計上する。</p> <p>農業集落排水事業については、収支均衡に必要な金額を基準外繰入金として計上する。</p>
	イ その他補助金	その他補助金は見込まない。
	ウ 長期前受金戻入	取得済み資産に係る予定額に、将来取得予定資産に係る推計額（各年度の減価償却費のうち国庫補助金を財源とする分に相当する額）を合算する。
	エ その他	実績を踏まえて個別に推計する。

表 5-2 収益的支出における数値設定の考え方

区分		将来（令和8年度以降）
収益的支出	(1) 営業費用	
	ア 職員給与費	平成25年度から令和5年度までの11年間の人事院勧告の動向を基に、毎年度0.8%の上昇を想定する。
	イ 動力費	平成29年度から令和5年度までの過去7年間の電気代の伸び率に基づき、毎年度0.3%の上昇を想定する。
	ウ 修繕費	平成29年度から令和5年度までの過去7年間の物価全体の伸び率に基づき、毎年度0.8%の上昇を想定する。
	エ 材料費	平成29年度から令和5年度までの過去7年間の物価全体の伸び率に基づき、毎年度0.8%の上昇を想定する。
	オ その他経費（委託料）	平成29年度から令和5年度までの過去7年間の労務単価の伸び率を基に、毎年度伸び率3.5%の上昇を想定する。なお、発生時期が既に決まっている委託については個別に予定額を計上する。
	カ その他経費（委託料以外）	平成29年度から令和5年度までの過去7年間の物価全体の伸び率に基づき、毎年度0.8%の上昇を想定する。 また、公共下水道事業における管きよの維持管理費用については、令和7年度以降は分福地域し尿処理施設から統合される管きよの維持管理費用を加算する。
	キ 減価償却費	現有資産の減価償却費予定額と新規取得分に係る見込み額を合算する。新規取得分については建設改良費において計上している額を取得原価とし、償却期間を土木建築50年、機械電気15年として、定額法・残存価額10%で計算する。
	(2) 営業外費用	
	ア 支払利息	令和5年度までに借り入れた企業債に関する利息の支払い予定額に、令和6年度以降の借入分に対する支払見込み額を合算する。新規に借入れる企業債については毎年度の利率を2.5%として計算する。
イ その他	実績を踏まえて個別に推計する。	

整備面積、処理人口、有収水量、需要家毎の調定実績データを基に算出した使用料収入、維持管理費を表 5-3、表 5-4、表 5-5に示す。

表 5-3 公共下水道事業 整備面積、処理人口、有収水量、使用料収入、維持管理費

項目	単位	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
整備面積累計	ha	895	917	922	927	932	937	942	947	952	957
行政人口	人	72,820	72,235	71,650	71,066	70,481	69,896	69,271	68,645	68,020	67,394
処理区域内人口	人	36,809	36,513	36,217	35,922	35,626	35,331	35,014	34,698	34,382	34,066
水洗化人口	人	33,799	33,576	33,351	33,126	32,900	32,673	32,426	32,179	31,931	31,681
水洗化率	%	91.8%	92.0%	92.1%	92.2%	92.3%	92.5%	92.6%	92.7%	92.9%	93.0%
1人当たり有収水量	L/人・日	111.1	111.1	111.1	111.1	111.1	111.1	111.1	111.1	111.1	111.1
有収水量	m <sup>3</sup> /年	3,761,065	3,736,203	3,711,255	3,686,221	3,661,101	3,635,896	3,608,493	3,580,999	3,553,413	3,525,735
使用料単価	円/m <sup>3</sup>	161.7	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0
使用料収入	千円	608,119	575,507	571,659	567,797	563,922	560,033	555,807	551,566	547,310	543,040
汚水処理原価	円/m <sup>3</sup>	161.7	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0	154.0
維持管理費	千円	417,173	405,565	420,587	431,665	433,668	433,873	438,547	473,796	486,761	488,954

表 5-4 特定公共下水道事業 整備面積、有収水量、使用料収入、維持管理費

項目	単位	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
整備面積累計	ha	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
有収水量	m <sup>3</sup> /年	1,338,920	1,338,920	1,338,920	1,338,920	1,338,920	1,338,920	1,338,920	1,338,920	1,338,920	1,338,920
使用料単価	円/m <sup>3</sup>	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2	23.2
使用料収入	千円	31,591	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085
汚水処理原価	円/m <sup>3</sup>	20.4	19.9	20.2	20.5	20.7	20.8	21.1	22.1	22.5	22.8
維持管理費	千円	24,077	22,991	23,306	23,456	23,612	23,773	23,940	25,028	25,207	25,392

表 5-5 農業集落排水事業 整備面積、処理人口、有収水量、使用料収入、維持管理費

項目	単位	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
整備面積累計	ha	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
行政人口	人	72,820	72,235	71,650	71,066	70,481	69,896	69,271	68,645	68,020	67,394
処理区域内人口	人	751	745	739	733	727	721	714	708	701	695
水洗化人口	人	650	648	645	643	640	638	635	632	628	625
水洗化率	%	86.6%	87.0%	87.3%	87.7%	88.1%	88.5%	88.9%	89.2%	89.6%	90.0%
1人当たり有収水量	L/人・日	92.1	92.1	92.1	92.1	92.1	92.1	92.1	92.1	92.1	92.1
有収水量	m <sup>3</sup> /年	59,847	59,628	59,404	59,176	58,944	58,708	58,433	58,154	57,870	57,582
使用料単価	円/m <sup>3</sup>	142.3	147.2	147.2	147.2	147.2	147.2	147.2	147.2	147.2	147.2
使用料収入	千円	8,518	8,779	8,746	8,713	8,679	8,644	8,603	8,562	8,520	8,478
汚水処理原価	円/m <sup>3</sup>	403.5	389.3	398.6	400.8	403.0	405.3	407.9	430.8	433.6	436.5
維持管理費	千円	22,786	23,214	23,679	23,717	23,755	23,794	23,834	25,053	25,093	25,134

### 5.3. 資本的収支予測

資本的収支における数値設定の考え方を表 5-6～表 5-7に示す。

表 5-6 資本的収入における数値設定の考え方

区分	将来（令和8年度以降）	
資本的収入	(1) 地方債 うち資本費平準化債	公共下水道事業の建設改良費の内、国からの補助金及び自己財源で賄うべき分を除いた額を計上する 資本費平準化債の借入は見込まない。
	(2) 他会計出資金	他会計出資金は見込まない。
	(3) 他会計補助金	他会計補助金は見込まない。
	(4) 他会計負担金	他会計負担金は見込まない。
	(5) 他会計借入金	他会計借入金は見込まない。
	(6) 国（都道府県）補助金	公共下水道事業の建設改良費について、施設ごとの補助率に応じて国補助金を計上する。
	(7) 固定資産売却代金	固定資産売却代金は見込まない。
	(8) 工事負担金	公共下水道事業の工事負担金は、過年度実績を踏まえて毎年度計上する。
	(9) その他	資本的収入のその他は見込まない。

表 5-7 資本的支出における数値設定の考え方

区分	将来（令和8年度以降）	
資本的支出	(1) 建設改良費 うち職員給与費	工事費は投資試算（P43～P45を参照）で見込んだ各事業の工事費を採用する。 工事費及び職員給与費以外の経費については収益的支出の経費と同様に推計する。 公共下水道事業において、毎年度0.8%の上昇を見込む。
	(2) 企業債償還金	過年度に借り入れた企業債の元金償還予定額に、令和5年度以降の新規借入分に対する償還見込み額を合算する。 なお、新規借り入れ分については、据置期間を5年とし、30年の元利均等償還として推計している。
	(3) 他会計長期借入金返還金	他会計長期借入金返還金は見込まない。
	(4) 他会計への支出金	他会計への支出金は見込まない。
	(5) その他	資本的支出のその他は見込まない。

### 5.3.1. 建設改良費

建設改良費として、管きよ整備費及び改築事業費を見込んでいる。

#### (1) 管きよ整備

##### ① 公共下水道事業

公共下水道事業では面整備を継続しているため、汚水管については「館林市アクションプラン」を基に算定した事業費を採用し、雨水管については過年度の実績から算定した事業費を採用する。

表 5-8 公共下水道事業(面整備)年間事業費

事業費 (千円/年)
324,000

##### ② 特定公共下水道事業

特定公共下水道事業では面整備が完了しているため、事業費は見込まない。

##### ③ 農業集落排水事業

農業集落排水事業では面整備が完了しているため、事業費は見込まない。

## (2) 改築事業費

改築事業費に関しては国土交通省が公表している改築需要量算定ツール(以下、算定ツール。)を用いた試算と、ストックマネジメント計画等を用いた試算を比較検討する。

### ① 公共下水道事業

#### (ア) 処理場・ポンプ場

処理場・ポンプ場の改築事業費は、算定ツールにより試算したパターンと、令和2年度策定のストックマネジメント計画等から試算したパターンを比較検討する。

表 5-9 公共下水道事業(処理場・ポンプ場)改築事業費【算定ツールによる試算】

年次計画及び年割額 (千円)											
改築内容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
水質管理センター	0	0	459,540	11,374	114,981	571,123	229,937	55,317	156,410	1,208,820	2,807,502
汚水中継ポンプ場 (尾曳・高根)	23,809	0	403,356	8,335	202,475	0	5,453	85,567	0	0	728,995
計	23,809	0	862,896	19,709	317,456	571,123	235,389	140,884	156,410	1,208,820	3,536,496

表 5-10 公共下水道事業(処理場・ポンプ場)改築事業費  
【ストックマネジメント計画等に基づく試算】

年次計画及び年割額 (千円)											
改築内容	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	計
水質管理センター	237,696	340,550	439,200	151,750	212,450	286,800	158,500	221,900	253,600	191,175	2,493,621
汚水中継ポンプ場 (尾曳・高根)	2,700	0	8,000	42,000	58,800	67,200	0	0	0	47,825	226,525
計	240,396	340,550	447,200	193,750	271,250	354,000	158,500	221,900	253,600	239,000	2,720,146

試算結果を比較すると、表5-9の算定ツールによる試算では各年度の事業費が最小で0円に対して最大で1,208,820千円と年度間で大きく乖離しており、計画期間の合計は35億円を超えている。表5-10のストックマネジメント計画等に基づく試算では各年度の事業費が最小で158,500千円に対して最大で447,200千円となっており、計画期間の合計は30億円を下回る水準となっている。

本経営戦略では年度間の事業費の差が小さく、全体事業費も低く抑えられることから、ストックマネジメント計画等に基づく試算を採用する。

(イ)管きよ

管きよの改築事業費については、算定ツールにより試算したパターンと、過年度の実績から試算したパターンを比較検討する。

表 5-11 公共下水道事業(管きよ)改築事業費【算定ツールによる試算】

事業費 (千円/年)
317,000

表 5-12 公共下水道事業(管きよ)改築事業費【実績に基づく試算】

事業費 (千円/年)
52,000

本経営戦略では、急激な支出増による財政への影響を考慮して、実績に基づく試算を採用する。また、管きよの改築事業費については、令和7年度に管きよ改築計画を策定予定となっている。

② 特定公共下水道事業

特定公共下水道事業の処理場及び管きよについては、算定ツールにより試算したパターンと、過年度の実績から試算したパターンを比較検討する。

表 5-13 特定公共下水道事業改築事業費【算定ツールによる試算】

事業費（千円/年）
30,000

表 5-14 特定公共下水道事業改築事業費【実績に基づく試算】

事業費（千円/年）
10,800

本経営戦略では、急激な支出増による財政への影響を考慮して、実績に基づく試算を採用する。

③ 農業集落排水事業

農業集落排水事業の処理場及び管きよについては、算定ツールにより試算したパターンと、過年度の実績を踏まえた一定額を見込むパターンを比較検討する。

表 5-15 農業集落排水事業改築事業費【算定ツールによる試算】

事業費（千円/年）
18,000

表 5-16 農業集落排水事業改築事業費【実績に基づく試算】

事業費（千円/年）
8,790

本経営戦略では、急激な支出増による財政への影響を考慮して、実績に基づく試算を採用する。

## 5.4. 投資・財政計画のまとめ

### ①収支計画のうち投資についての説明

項目	公共下水	特定公共下水	農集排
投資の目標に関する事項	未普及地域の整備、計画的な改築更新を引き続き実施する。	概成しており、今後は計画的な改築更新を実施する。	
管きよ、処理場等の建設・更新に関する事項、投資の平準化に関する事項	「汚水処理施設整備構想」に基づき、計画期間内に事業計画区域内の未整備区域における面整備を実施する。 「ストックマネジメント計画」に基づき、計画期間内に水質管理センター、中継ポンプ場、管きよの改築更新を実施する。	近藤処理区は概成済みである。今後更新予定のストックマネジメント計画に基づき、近藤処理場及び管きよの計画的な改築更新を行う。	計画期間内は老朽化が進行した施設の修繕・長寿命化を中心に実施する。
広域化・共同化・最適化に関する事項	分福地域し尿処理施設を、令和7年度に公共下水道事業に統合する。その他特定公共下水道事業、農業集落排水事業の統合等は現時点では見込んでいない。		
民間の活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	現在の包括的民間委託を継続し、維持管理費増加抑制に努める。なお、その他のPPP/PFI、指定管理者制度等は実施していない。		
防災・安全対策に関する事項	老朽化への対応と並行して、処理施設の耐震化を実施する。		
その他の投資に関する事項	収益性低下要因となる不明水について、調査・対策を検討する。		

### ②収支計画のうち財源についての説明

項目	公共下水	特定公共下水	農集排
財源の目標に関する事項	人口減少による使用料収入の減少と維持管理・投資コストの増大が見込まれる中で、基準外繰入金金を抑制しつつ、接続促進や国費・企業債の活用を通じた適正な財源確保に努める。		
使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項	人口減少の推移、需要家毎の排水動向等を考慮して算出した。市全域の人口減少を考慮すると、使用料収入は減少に転ずる。現時点では使用料は適正であるものと判断し、使用料改定は見込んでいない。	直近の流入水量を考慮して算出した。今後施設の最適化を検討する中で収支に変動が生じる可能性があることから、現時点での使用料改定は見込んでいない。	人口減少の推移、需要家毎の排水動向等を考慮して算出した。市全域の人口減少を考慮すると、使用料収入は減少に転ずる。今後施設の最適化を検討する中で収支に変動が生じる可能性があることから、現時点での使用料改定は見込んでいない。
企業債に関する事項	建設改良費のうち、企業債対象部分を反映した。	現時点では企業債は活用しておらず、今後も見込まない。	新規の借入は見込まない。
繰入金に関する事項	総務省の定める繰出基準（繰入のルール）に従い、分流式下水道等に要する経費等の基準内繰入金を算定した。	現時点では一般会計繰入は無く、今後も見込まない。	総務省の定める繰出基準（繰入のルール）に従い、分流式下水道等に要する経費等の基準内繰入金を算定し、収支が均衡するために必要となる資金を基準外繰入として計上した。
資産の有効活用に関する事項	下水汚泥の肥料化等、資産の活用について、先進事例や新技術に関する情報収集を継続し、有用な施策について積極的に検討する。 保有する資金の運用を通じた収入確保の可能性を検討する。		
その他の財源に関する事項	未接続世帯への接続促進を通じて使用料収入を確保する。期間や対象地域等を絞り込んだ上での集中的な取組実施により、効果の増進を図る。		

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

項目	公共下水	特定公共下水	農集排
民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）、委託費に関する事項	現在の処理場における包括的民間委託を継続する。		
職員給与費に関する事項	これ以上の職員削減は困難な状況から、令和7年度予定額を起点に職員給与費の上昇を見込む。	職員給与費は計上していない	職員給与費は計上していない
動力費に関する事項、薬品費に関する事項、修繕費に関する事項	令和7年度予定額を基に、近年の物価動向も加味して計算した。		
その他の投資以外の経費に関する事項	—		

## 5.5. 経費回収率向上に向けたロードマップ

### (1) 経営安定化のための定量的な業績指標

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」(国水事第56号、令和2年3月31日 国土交通省下水道部下水道事業課長通知)(以下、要件通知。)において、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」(以下、ロードマップ。)の経営戦略への記載等が社会資本整備総合交付金の交付要件となっている。このことを踏まえて、以下のとおり公共下水道事業の目標(定量的な業績指標と目標年限)を設定する。

また参考として、特定公共下水道事業と農業集落排水事業の業績指標の見通しを記載する。

#### ① 公共下水道事業の経営安定化に関する目標

経費回収率は、現時点で100%に達しているため、この水準を維持することを目標とする。

水洗化率は、接続促進活動を継続的に実施し、93%の達成を目標とする。

経常収支比率は、維持管理費の増加に伴い減少傾向にあるが、先に述べた接続促進活動等により使用料収入の確保を行い、100%以上を維持することを目標とする。

表 5-17 公共下水道事業の経営安定化に関する目標設定

項目	令和5年度(実績値)	令和11年度(中間値)	令和16年度(目標値)	概要
経費回収率	100.0%	100.0%	100.0%	100%以上を維持
水洗化率	91.6%	92.3%	93.0%	
経常収支比率	105.2%	102.9%	102.1%	

#### ② 特定公共下水道事業の業績指標の見通し

特定公共下水道事業は現在経費回収率が100%を超えているが、中長期的には減少傾向となっている。施設の更新に係る方針を検討するとともに、広域化・共同化等の抜本的な取り組みについても検討する。

表 5-18 特定公共下水道事業の業績指標の見通し

項目	令和5年度(実績値)	令和11年度(中間値)	令和16年度(見通し)	概要
経費回収率	141.8%	112.3%	101.6%	
経常収支比率	141.2%	111.4%	100.9%	

③ 農業集落排水事業の業績指標の見通し

農業集落排水事業単独での収支均衡は現実的ではないため、普及促進の取組を継続しつつ、今後広域化・共同化等の抜本的な取組方針について検討する。

表 5-19 農業集落排水事業の経営指標の見通し

項目	令和5年度（実績値）	令和11年度（中間値）	令和16年度（見通し）	概要
経費回収率	57.6%	36.5%	33.7%	
水洗化率	85.8%	88.1%	90.0%	
経常収支比率	122.4%	104.5%	101.0%	

(2) 収入増加・支出削減のための取組及び実施時期

「要件通知」ではロードマップにおいて、目標（定量的な業績指標と目標年限）を踏まえた、収入増加・支出削減のための具体的取組が記載事項となっている。

本市の下水道事業では設定した目標を達成するため、次に挙げる施策に取り組むこととする。

表 5-20 収入改善のための取組

施策	実施予定時期	概要
接続促進活動	計画期間中随時実施	訪問、チラシ送付、広報誌（広報たてばやし）等による周知を実施。 重点活動期間（令和14年度予定）において、特に水洗化率向上の必要性が高い地域への集中的な接続促進を実施する。 接続工事に対する補助についてもより一層の拡充を図る。
	令和14年度（重点活動期間）	
使用料改定の必要性検証	令和11年度（経営戦略の次回見直し時）	本計画では使用料改定の必要性に係る検証（次節を参照）の結果直ちに改定する必要性は無いと判断しているが、今後経営戦略の見直しと併せて使用料改定の必要性に関する検証を行い、必要性が認められる場合においては使用料改定の方向性について検討する。

表 5-21 支出抑制のための取組

施策	実施予定時期	概要
ストックマネジメント計画に基づく計画的な改築	毎年度（改築実施）	施設の老朽化状況に応じ、支出を抑制・平準化しつつ必要な老朽化対策を進める。
	令和7年度（計画見直し）	
民間活力の活用	毎年度	処理場とポンプ場において実施している包括的民間委託を継続するとともに、令和7年度以降のW-PPPの検討も踏まえて、民間活力の活用強化に取り組む。
広域化・共同化	令和7年度	分福地域し尿処理施設を公共下水道事業に統合することにより、維持管理を効率化する。

## 5.6. 使用料改定の必要性に係る検証について

本計画の策定にあたり、計画期間内の使用料対象経費と使用料収入、経費回収率を試算し、今後3～5年以内における使用料改定の必要性に係る検証を行った。以下に検証結果を示す。

### (1) 検証方法

本検証は、「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版」(公益社団法人日本下水道協会)に従って実施する。使用料対象経費と使用料収入の推計は投資・財政計画に基づくものとし、計画期間内の収支過不足を確認することで、使用料改定の必要性を検証する。

### (2) 使用料対象経費の算定

#### ① 維持管理費

本検証では投資・財政計画の収益的支出における職員給与費・経費を基に推計する。

#### ② 資本費

本検証では投資・財政計画の収益的支出における減価償却費、企業債支払利息及び企業債取扱諸費、資産減耗費等を基に推計する。なお、国庫補助金等により取得し又は改良した資産の償却見合い分を収益化する長期前受金戻入相当額については使用料対象資本費の算定にあたり減価償却費から控除する。

### (3) 収支過不足の確認

今回策定した投資・財政計画に基づく使用料対象経費、使用料収入、経費回収率を以下に示す。

① 公共下水道事業に係る推計結果

公共下水道事業では計画期間中を通じて十分な使用料収入が得られ、経費回収率は100%で推移する見込みである。

表 5-22 公共下水道事業における経費回収率等の推計

項目	単位	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
使用料対象維持管理費	千円	417,173	405,565	420,587	431,665	433,668	433,873	438,547	473,796	486,761	488,954
使用料対象資本費	千円	190,946	169,942	151,071	136,131	130,254	126,161	117,259	77,770	60,549	54,086
使用料対象経費	千円	608,119	575,507	571,659	567,797	563,922	560,034	555,807	551,566	547,310	543,040
使用料収入	千円	608,119	575,507	571,659	567,797	563,922	560,034	555,807	551,566	547,310	543,040
使用料不足額	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経費回収率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

② 特定公共下水道事業に係る推計結果

特定公共下水道事業は、計画期間中を通じて経費回収率が100%を上回っているが、中長期的には減少傾向となっている。

表 5-23 特定公共下水道事業における経費回収率等の推計

項目	単位	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
使用料対象維持管理費	千円	24,077	22,991	23,306	23,456	23,612	23,773	23,940	25,028	25,207	25,392
使用料対象資本費	千円	3,182	3,596	3,762	4,050	4,062	4,062	4,337	4,603	4,915	5,189
使用料対象経費	千円	27,259	26,588	27,068	27,507	27,674	27,836	28,278	29,631	30,122	30,581
使用料収入	千円	31,591	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085
使用料不足額	千円	-4,332	-4,497	-4,017	-3,578	-3,411	-3,249	-2,807	-1,454	-963	-504
経費回収率	%	115.9%	116.9%	114.8%	113.0%	112.3%	111.7%	109.9%	104.9%	103.2%	101.6%

③ 農業集落排水事業

農業集落排水事業は計画期間を通じて経費回収率が50%を下回り、さらに減少し続ける見通しである。

表 5-24 農業集落排水事業における経費回収率等の推計

項目	単位	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
使用料対象維持管理費	千円	22,786	23,214	23,679	23,717	23,755	23,794	23,834	25,053	25,093	25,134
使用料対象資本費	千円	1,361	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用料対象経費	千円	24,147	23,214	23,679	23,717	23,755	23,794	23,834	25,053	25,093	25,134
使用料収入	千円	8,518	8,779	8,746	8,713	8,679	8,644	8,603	8,562	8,520	8,478
使用料不足額	千円	15,629	14,435	14,933	15,004	15,076	15,150	15,231	16,491	16,573	16,656
経費回収率	%	35.3%	37.8%	36.9%	36.7%	36.5%	36.3%	36.1%	34.2%	34.0%	33.7%

④ 下水道事業全体における収支について

各事業の経費回収率と下水道事業全体の資金収支を以下のグラフに示す。



(4) 使用料改定の必要性について

以上に示した収支予測の結果を踏まえると、現行の下水道使用料においても下水道事業全体の収支は現状と同水準で推移するものと見込まれることから、直ちに使用料改定を行う必要性は僅少であると考えます。

ただし、「一般会計からの基準外繰入を計上している」、「農業集落排水事業においては経費回収率が100%を下回っている」、「施設の老朽化による将来負担の増大が見込まれる」などから、引き続き経営の健全化・安定化の取り組みを進めていく必要がある。

従って、次回の経営戦略見直しの際には、下水道事業のあり方に係る方針も踏まえて、使用料改定の必要性を再度検証することとする。

## 5.7. 今後検討予定の取組

### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和5年3月に群馬県が策定した「群馬県汚水処理計画」においては、特定公共下水道事業、農業集落排水事業（木戸地区、下早川田地区）の公共下水道事業への統廃合の可能性検討が盛り込まれている。今後はこの方針に基づき、統廃合の実現性、経済性に関する検討を行う。
投資の平準化に関する事項	管きよ、処理場施設の老朽化及び不明水対策は、「ストックマネジメント計画」に基づき、今後の広域化・共同化の方針と整合させつつ、予防保全型の改築更新を実施し事業費の平準化を図る。また5～7年ごとに見直しを行う。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の水質管理センター等の包括的民間委託を継続しつつ、必要に応じて他のPPP/PFI施策を検討する。 令和9年度以降、管きよの改築に係る補助金の交付要件となるW-PPPについて、導入可能性検討を実施する。
その他の取組	—

### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成12年度に現行料金に改定しており、現時点では適正と判断しているが、今後は3年から5年おきに使用料改定の必要性検証を実施し、必要に応じて適正化に取り組む。
資産活用による収入増加の取組 について	下水汚泥の肥料化等、資産の活用について、先進事例や新技術に関する情報収集を継続し、有用な施策について積極的に検討する。 保有する資金の運用を通じた収入確保の可能性を検討する。
その他の取組	国庫補助事業の活用により財源の確保を図る。 下水道事業への繰入金を最小限度に抑制する。

### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の処理場における包括的民間委託を継続するとともに、引き続き情報収集を行い、管路も含めた包括的民間委託等、有用な施策があれば、必要に応じて検討していく。
職員給与費に関する事項	今後の業務内容の変化等、必要に応じて職員の増減を検討する。
動力費に関する事項	処理場やポンプ場等の機器改築計画検討時には、高効率型・省エネルギー機器の導入についても検討し消費電力の削減に努める。
薬品費に関する事項	包括的民間委託によりユーティリティ等の経費削減に取り組んでいるが、更なる経費削減を検討する。
修繕費に関する事項	今後更新予定であるストックマネジメント計画に基づき、計画的に点検や修繕を実施し、予防保全型の維持管理に取り組むことで、修繕費を削減し、トータルコストの縮減と投資の平準化を図る。
委託費に関する事項	現在の契約期間の長期化を検討し、安定的な長期契約を前提とした経費削減を図る。
その他の取組	DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等、経費の削減や事務の効率化に有用な取組があれば、積極的に検討する。



## 6. 収支シミュレーション結果

収支シミュレーションの検討結果を、次ページ以降に示す。

公共下水道事業 収益的収支

様式第2号 (法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画  
(収支計画)

公共下水道

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		(決算)	(決算)	(決算)	(税抜き予算)					
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	655,348	641,056	642,895	645,579	693,351	656,257	652,298		
	(1) 料 金 収 入	577,392	565,818	566,104	568,183	608,119	575,507	571,658		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)									
	(3) そ の 他	77,956	75,238	76,791	77,396	85,232	80,750	80,640		
	2. 営 業 外 収 益	717,096	696,994	728,023	759,921	744,499	820,247	845,057		
	(1) 補 助 金	317,548	298,707	327,239	355,634	340,298	414,129	437,426		
	他 会 計 補 助 金	317,548	298,707	327,239	355,634	332,798	406,629	429,926		
	そ の 他 補 助 金					7,500	7,500	7,500		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	398,482	396,152	392,432	402,115	402,922	404,653	406,166		
	(3) そ の 他	1,066	2,135	8,352	2,172	1,279	1,465	1,465		
収 入 計 (C)	1,372,444	1,338,050	1,370,918	1,405,500	1,437,850	1,476,504	1,497,355			
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,190,771	1,205,040	1,221,029	1,306,442	1,351,347	1,380,191	1,398,610		
	(1) 職 員 給 与 費	41,850	42,993	42,124	46,300	65,228	65,737	66,263		
	基 本 給	21,750	22,251	21,062	23,100	31,956	32,211	32,469		
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0		
	そ の 他	20,100	20,742	21,062	23,200	33,272	33,526	33,794		
	(2) 経 費	296,623	320,999	343,519	396,817	417,719	429,706	444,628		
	動 力 費	1,147	1,936	1,484	1,800	1,800	1,805	1,811		
	修 繕 費	44,482	66,449	60,700	69,670	77,380	77,999	78,623		
	材 料 費	24	245	0	311	342	344	347		
	そ の 他	250,970	252,370	281,335	325,036	338,197	349,558	363,847		
(3) 減 価 償 却 費	852,298	841,047	835,386	863,325	868,400	884,748	887,719			
2. 営 業 外 費 用	93,444	86,266	82,252	82,515	82,401	81,902	83,942			
(1) 支 払 利 息	90,979	83,512	78,705	82,505	82,391	79,058	81,075			
(2) そ の 他	2,465	2,754	3,547	10	10	2,844	2,867			
支 出 計 (D)	1,284,215	1,291,306	1,303,281	1,388,957	1,433,748	1,462,093	1,482,552			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	88,228	46,745	67,637	16,543	4,102	14,411	14,803			
特 別 利 益 (F)	263	0	153	2	2	0	0			
特 別 損 失 (G)	1,569	703	535	1,396	3,793	2,206	2,224			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 1,306	△ 703	△ 382	△ 1,394	△ 3,791	△ 2,206	△ 2,224			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	86,923	46,042	67,255	15,149	311	12,205	12,579			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	252	294	549	15,698	88,009	100,214	112,793			
流 動 資 産 (J)	490,675	435,069	571,403	338,444	491,361	499,170	530,244			
う ち 未 収 金	126,633	121,055	145,476	58,649	169,325	165,028	173,233			
流 動 負 債 (K)	719,528	612,372	677,373	442,490	691,212	690,769	690,310			
う ち 建 設 改 良 費 分	185,260	127,512	178,223	20,076	194,999	196,912	217,058			
う ち 一 時 借 入 金										
う ち 未 払 金	89,573	61,651	86,170	9,706	94,281	95,207	104,947			
累 積 欠 損 金 比 率 $(\frac{I}{(A)-(B)}) \times 100$	0	0	0	0	0	0	0			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0	0			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	655,348	641,056	642,895	645,579	693,351	656,257	652,298			
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 $((L)/(M)) \times 100$	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (P)	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 $((N)/(P)) \times 100$	0	0	0	0	0	0	0			

(単位：千円, %)

区 分		年 度		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			645,472	633,563	624,259	618,305	613,859	610,112	606,394	
	(1) 料 金 収 入			567,796	563,922	560,033	555,806	551,565	547,310	543,040	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) そ の 他			77,676	69,641	64,226	62,499	62,294	62,802	63,354	
	2. 営 業 外 収 益			881,392	875,901	871,717	869,892	893,102	896,502	898,297	
	(1) 補 助 金			481,048	483,250	484,063	489,884	523,993	531,997	537,675	
	他 会 計 補 助 金			473,548	475,750	476,563	482,384	516,493	531,997	537,675	
	そ の 他 補 助 金			7,500	7,500	7,500	7,500	7,500			
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			398,879	391,186	386,189	378,543	367,644	363,040	359,157	
	(3) そ の 他			1,465	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465	1,465	
	収 入 計 (C)			1,526,864	1,509,464	1,495,976	1,488,197	1,506,961	1,506,614	1,504,691	
	支 出 的 収 入	1. 営 業 費 用			1,396,659	1,378,084	1,362,481	1,354,295	1,372,501	1,377,264	1,372,236
		(1) 職 員 給 与 費			66,793	67,327	67,865	68,408	68,956	69,508	70,063
		基 本 給			32,729	32,990	33,254	33,520	33,789	34,059	34,331
退 職 給 付 費				0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他				34,064	34,337	34,611	34,888	35,167	35,449	35,732	
(2) 経 費				455,784	457,729	457,850	462,515	497,572	510,679	512,842	
動 力 費				1,816	1,822	1,828	1,833	1,839	1,845	1,850	
修 繕 費				79,252	79,886	80,525	81,169	81,818	82,473	83,133	
材 料 費				350	353	355	358	361	364	367	
そ の 他				374,366	375,668	375,142	379,155	413,554	425,997	427,492	
(3) 減 価 償 却 費				874,082	853,028	836,766	823,372	805,973	797,077	789,331	
2. 営 業 外 費 用				87,648	88,804	90,882	94,440	95,997	98,657	101,744	
(1) 支 払 利 息				84,758	85,891	87,945	91,480	93,013	95,649	98,712	
(2) そ の 他				2,890	2,913	2,937	2,960	2,984	3,008	3,032	
支 出 計 (D)			1,484,307	1,466,888	1,453,363	1,448,735	1,468,498	1,475,921	1,473,980		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			42,557	42,576	42,613	39,462	38,463	30,693	30,711		
特 別 利 益 (F)			0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)			2,243	2,261	2,279	2,298	2,317	2,336	2,355		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 2,243	△ 2,261	△ 2,279	△ 2,298	△ 2,317	△ 2,336	△ 2,355		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			40,314	40,315	40,334	37,164	36,146	28,357	28,356		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			153,107	193,422	233,756	270,920	307,066	335,423	363,779		
流 動 資 産 (J)			543,774	607,487	687,044	727,412	845,412	961,452	1,064,280		
う ち 未 収 金			151,317	157,079	163,277	146,140	150,654	152,515	150,500		
流 動 負 債 (K)			639,760	626,078	624,933	558,556	556,592	563,769	546,876		
う ち 建 設 改 良 費 分			177,089	190,275	204,028	172,562	188,891	196,357	194,366		
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金			85,622	91,997	98,647	83,433	91,328	94,938	93,975		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )			0	0	0	0	0	0	0		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			0	0	0	0	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			645,472	633,563	624,259	618,305	613,859	610,112	606,394		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( $(L)/(M) \times 100$ )			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( $(N)/(P) \times 100$ )			0	0	0	0	0	0	0		

公共下水道事業 資本的収支

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画  
（収支計画）

公共下水道

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
				（決算）	（決算）	（決算）	（当初予算）			
資本的 収入	1. 企業債		275,900	220,900	395,700	367,000	330,000	336,778	386,904	
		うち資本費平準化債								
	2. 他会計出資金									
	3. 他会計補助金	35,516	37,095	0	0	0	0	0		
	4. 他会計負担金									
	5. 他会計借入金									
	6. 国（都道府県）補助金	282,855	217,330	388,768	215,500	312,956	322,447	370,440		
	7. 固定資産売却代金									
	8. 工事負担金	15,246	5,852	5,826	27,204	3,994	6,000	6,000		
	9. その他	158	45	0	60	132				
	計 (A)	609,675	481,222	790,294	609,764	647,082	665,225	763,344		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	4,750	0	0	0	0		
	純計 (A)-(B) (C)	609,675	481,222	785,544	609,764	647,082	665,225	763,344		
資本的 支出	1. 建設改良費		627,701	535,487	874,391	676,931	762,568	762,161	869,176	
		うち職員給与費	33,957	34,223	32,988	33,717	32,757	33,019	33,283	
	2. 企業債償還金	489,922	437,648	416,227	406,610	408,567	397,788	394,507		
	3. 他会計長期借入返還金									
	4. 他会計への支出金									
	5. その他				500	50,500				
計 (D)	1,117,623	973,135	1,290,618	1,084,041	1,221,635	1,159,949	1,263,683			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			507,948	491,913	505,074	474,277	574,553	494,724	500,339	
補填財源	1. 消費税資本的収支調整額		25,559	23,928	23,230	22,257	22,580	43,055	49,367	
	2. 引継金									
	3. 前年度分損益勘定留保資金		18,706	33,543	17,629	24,562	12,492	3,363	14,996	
	4. 当年度分損益勘定留保資金		449,211	434,442	443,215	427,458	467,481	448,306	435,975	
	5. 当年度利益剰余金処分額									
	6. その他		14,472	0	21,000	0	72,000	0	0	
計 (F)		507,948	491,913	505,074	474,277	574,553	494,724	500,339		
補填財源不足額 (E)-(F)			0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)			0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)			5,949,805	5,733,057	5,712,529	5,672,919	5,594,352	5,533,342	5,525,739	

○他会計繰入金（決算状況調査）

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
				（決算）	（決算）	（決算）	（当初予算）			
収益的 収支分			395,484	373,905	404,000	433,000	418,000	487,379	510,566	
	うち基準内繰入金		310,644	331,887	338,860	415,210	418,000	487,379	510,566	
	うち基準外繰入金		84,840	42,018	65,140	17,790	0	0	0	
資本的 収支分			35,516	37,095	0	0	0	0	0	
	うち基準内繰入金		35,516	37,095	0	0	0	0	0	
	うち基準外繰入金									
合 計			431,000	411,000	404,000	433,000	418,000	487,379	510,566	

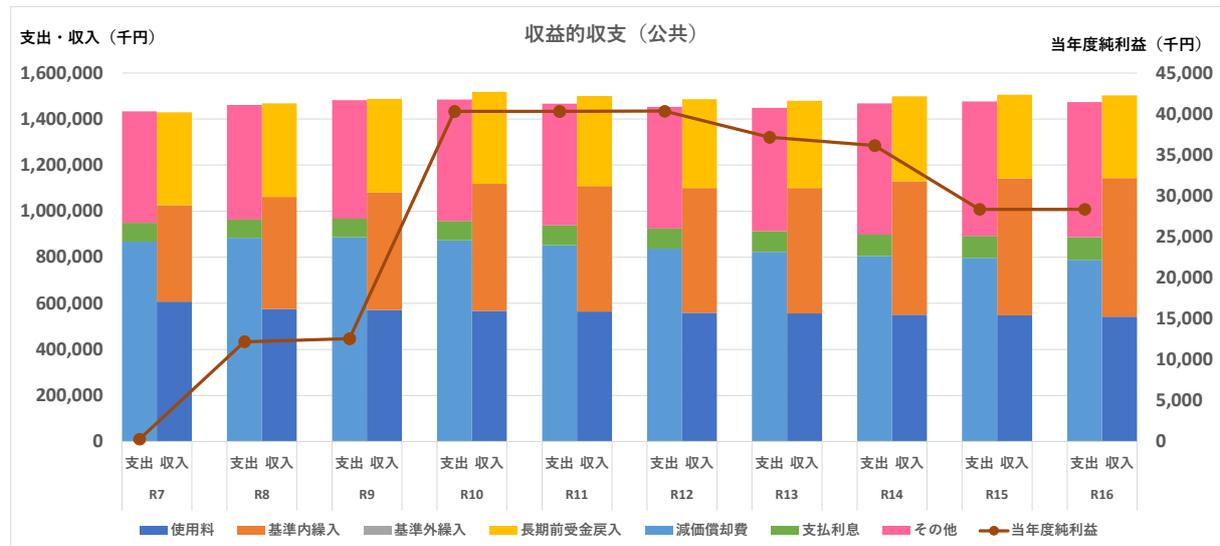
(単位：千円、%)

区 分		年 度						
		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	267,782	304,207	343,100	251,215	281,013	295,912	289,050
	うち資本費平準化債							
	2. 他 会 計 出 資 金							
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金							
	5. 他 会 計 借 入 金							
	6. 国（都道府県）補助金	256,387	291,262	328,500	240,525	269,055	283,320	276,750
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金							
	8. 工 事 負 担 金	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	9. そ の 他							
	計 (A)	530,169	601,469	677,600	497,740	556,068	585,232	571,800
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0		
	純 計 (A)-(B) (C)	530,169	601,469	677,600	497,740	556,068	585,232	571,800
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	616,094	693,964	777,088	581,965	645,745	677,827	663,613
	うち職員給与費	33,549	33,817	34,088	34,361	34,636	34,913	35,192
	2. 企 業 債 償 還 金	364,162	372,907	339,663	318,115	298,418	272,229	268,331
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
	5. そ の 他							
計 (D)	980,256	1,066,871	1,116,751	900,080	944,163	950,056	931,944	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	450,087	465,402	439,151	402,340	388,095	364,824	360,144	
補 填 財 源	1. 消費税資本的収支調整額	34,401	38,991	43,891	32,349	36,106	37,990	37,138
	2. 引 継 金							
	3. 前年度分損益勘定留保資金	33,124	82,335	110,986	162,611	235,734	324,445	323,006
	4. 当年度分損益勘定留保資金	382,562	344,076	284,274	207,380	116,255	2,390	0
	5. 当年度利益剰余金処分額							
	6. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	450,087	465,402	439,151	402,340	388,095	364,824	360,144	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0			
企 業 債 残 高 (H)	5,429,359	5,360,659	5,364,096	5,297,196	5,279,791	5,303,474	5,324,193	

(単位：千円)

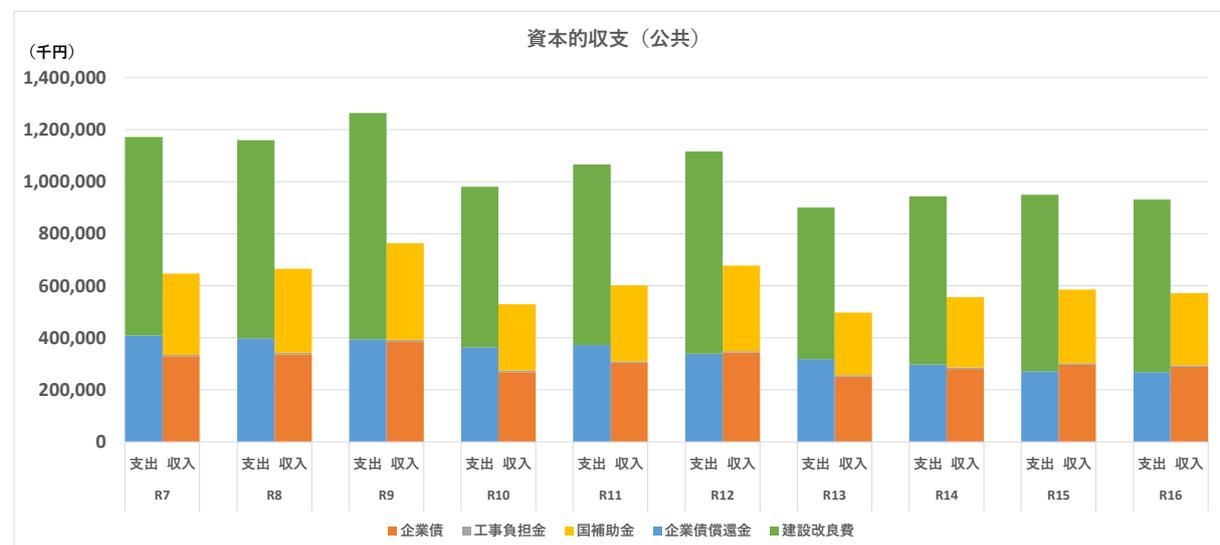
区 分		年 度						
		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収 益 的 収 支 分		551,224	545,391	540,789	544,883	578,787	594,799	601,029
	うち基準内繰入金	551,224	545,391	540,789	544,883	578,787	594,799	601,029
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分		0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金							
合 計		551,224	545,391	540,789	544,883	578,787	594,799	601,029

## 公共下水道事業 収益的収支



最終損益は計画期間を通して黒字であるが、使用料収入が減少する中で費用は増加しているため、基準内繰入金が増加する見通しである。

## 公共下水道事業 資本的収支



年度により上下するが、資本的支出の建設改良費は6億円前後、企業債償還金は3億円前後で推移する見通しである。企業債残高は徐々に減少し、補填財源について不足は発生しない見込みである。



特定公共下水道事業 収益的収支

様式第2号 (法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画  
(収支計画)

特定公共下水道

区 分		年 度	R3 (決算)	R4 (決算)	R5 (決算)	R6 (税抜き予算)	R7	R8	R9	
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		29,662	31,652	31,917	31,615	31,591	31,085	31,085	
	(1) 料金収入		29,662	31,652	31,917	31,615	31,591	31,085	31,085	
	(2) 受託工事収益 (B)									
	(3) その他									
	2. 営業外収益		106	118	104	96	227	85	79	
	(1) 補助金		0	0	0	0	0	0	0	
	他会計補助金									
	その他補助金									
	(2) 長期前受金戻入		106	110	96	89	220	78	72	
	(3) その他		0	8	8	7	7	7	7	
	収入計 (C)		29,768	31,770	32,021	31,711	31,818	31,170	31,164	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用		23,330	23,318	22,611	28,082	27,717	26,905	27,378
		(1) 職員給与費		0	0	0	0	0	0	0
基本給			0	0	0	0	0	0	0	
退職給付費			0	0	0	0	0	0	0	
その他			0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経費			20,395	20,595	19,921	24,883	24,315	23,230	23,544	
動力費			0	0	0	0	0	0	0	
修繕費			0	0	0	2,791	1,391	0	0	
材料費			0	0	0	0	0	0	0	
その他			20,395	20,595	19,921	22,092	22,924	23,230	23,544	
(3) 減価償却費			2,935	2,723	2,690	3,199	3,402	3,675	3,834	
2. 営業外費用			0	1	1	0	0	0	0	
(1) 支払利息			0	0	0	0	0	0	0	
(2) その他		0	1	1	0	0	0	0		
支出計 (D)		23,330	23,319	22,612	28,082	27,717	26,905	27,378		
経常損益 (C)-(D) (E)		6,438	8,451	9,409	3,629	4,101	4,266	3,785		
特別利益 (F)		0	0	0	0	0	0	0		
特別損失 (G)		0	0	0	46	46	46	46		
特別損益 (F)-(G) (H)		0	0	0	△ 46	△ 46	△ 46	△ 46		
当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)		6,438	8,451	9,409	3,583	4,055	4,220	3,739		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		1,438	1,888	297	3,880	7,935	12,155	15,894		
流動資産 (J)		33,713	43,178	43,723	41,662	42,577	40,118	37,082		
うち未収金		5,496								
流動負債 (K)		1,660	2,463	1,662	2,859	2,415	2,701	2,726		
うち建設改良費分		277	411	277	477	403	450	454		
うち一時借入金										
うち未払金		1,383	2,052	1,385	2,382	2,013	2,251	2,272		
累積欠損金比率 $(\frac{I}{(A)-(B)}) \times 100$		0	0	0	0	0	0	0		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)		0	0	0	0	0	0	0		
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		29,662	31,652	31,917	31,615	31,591	31,085	31,085		
地方財政法による資金不足の比率 $((L)/(M)) \times 100$		0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)		0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		0	0	0	0	0	0	0		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 $((N)/(P)) \times 100$		0	0	0	0	0	0	0		

(単位：千円，%)

区 分		年 度		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085
	(1) 料 金 収 入			31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) そ の 他										
	2. 営 業 外 収 益			77	63	49	49	49	49	49	47
	(1) 補 助 金			0	0	0	0	0	0	0	0
	他 会 計 補 助 金										
	そ の 他 補 助 金										
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			70	56	42	42	42	42	42	40
	(3) そ の 他			7	7	7	7	7	7	7	7
	収 入 計 (C)			31,162	31,148	31,134	31,134	31,134	31,134	31,134	31,132
	支 出 的 収 益	1. 営 業 費 用			27,815	27,969	28,115	28,558	29,912	30,401	30,859
		(1) 職 員 給 与 費			0	0	0	0	0	0	0
基 本 給				0	0	0	0	0	0	0	
退 職 給 付 費				0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他				0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経 費				23,695	23,851	24,012	24,179	25,267	25,445	25,630	
動 力 費				0	0	0	0	0	0	0	
修 繕 費				0	0	0	0	0	0	0	
材 料 費				0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他				23,695	23,851	24,012	24,179	25,267	25,445	25,630	
(3) 減 価 償 却 費				4,120	4,118	4,103	4,379	4,645	4,956	5,229	
2. 営 業 外 費 用				0	0	0	0	0	0	0	
(1) 支 払 利 息				0	0	0	0	0	0	0	
(2) そ の 他			0	0	0	0	0	0	0		
支 出 計 (D)			27,815	27,969	28,115	28,558	29,912	30,401	30,859		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			3,348	3,180	3,019	2,576	1,222	732	273		
特 別 利 益 (F)			0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)			46	46	46	46	46	46	46		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 46	△ 46	△ 46	△ 46	△ 46	△ 46	△ 46		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			3,302	3,134	2,973	2,530	1,176	686	227		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			19,196	22,330	25,302	27,833	29,009	29,695	29,922		
流 動 資 産 (J)			33,883	30,529	27,014	23,333	18,636	13,689	8,558		
う ち 未 収 金											
流 動 負 債 (K)			2,738	2,750	2,763	2,776	2,863	2,877	2,892		
う ち 建 設 改 良 費 分			456	458	461	463	477	480	482		
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金			2,282	2,292	2,303	2,314	2,386	2,397	2,410		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )			0	0	0	0	0	0	0		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			0	0	0	0	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085	31,085		
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ( $\frac{(L)}{(M)} \times 100$ )			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( $\frac{(N)}{(P)} \times 100$ )			0	0	0	0	0	0	0		

特定公共下水道事業 資本的収支

様式第2号 (法適用企業・資本的収支)

投資・財政計画  
(収支計画)

特定公共下水道

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		(決算)	(決算)	(決算)	(当初予算)					
資本的 収入	資本的 収入	1. 企業債								
		うち資本費平準化債								
		2. 他会計出資金								
		3. 他会計補助金								
		4. 他会計負担金								
		5. 他会計借入金								
		6. 国(都道府県)補助金								
		7. 固定資産売却代金								
		8. 工事負担金								
	9. その他									
	計 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	純計 (A)-(B) (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的 支出	資本的 支出	1. 建設改良費	0	2,981	11,880	6,059	6,116	10,800	10,800	
		うち職員給与費								
		2. 企業債償還金								
		3. 他会計長期借入返還金								
		4. 他会計への支出金								
		5. その他								
計 (D)	0	2,981	11,880	6,059	6,116	10,800	10,800			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		0	2,981	11,880	6,059	6,116	10,800	10,800		
補填 財源	補填 財源	1. 消費税資本的収支調整額		271	1,080	424	430	1,080	1,080	
		2. 引継金								
		3. 前年度分損益勘定留保資金		2,710	△ 2,200	5,635	5,130	0	0	
		4. 当年度分損益勘定留保資金				0	556	9,720	9,720	
		5. 当年度利益剰余金処分額								
		6. その他			13,000	0	0	0	0	
計 (F)	0	2,981	11,880	6,059	6,116	10,800	10,800			
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0		
他会計借入金残高 (G)		0	0	0	0	0	0	0		
企業債残高 (H)		0	0	0	0	0	0	0		

○他会計繰入金(決算状況調査)

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		(決算)	(決算)	(決算)	(当初予算)					
収益的 収支分	収益的 収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的 収支分	資本的 収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0

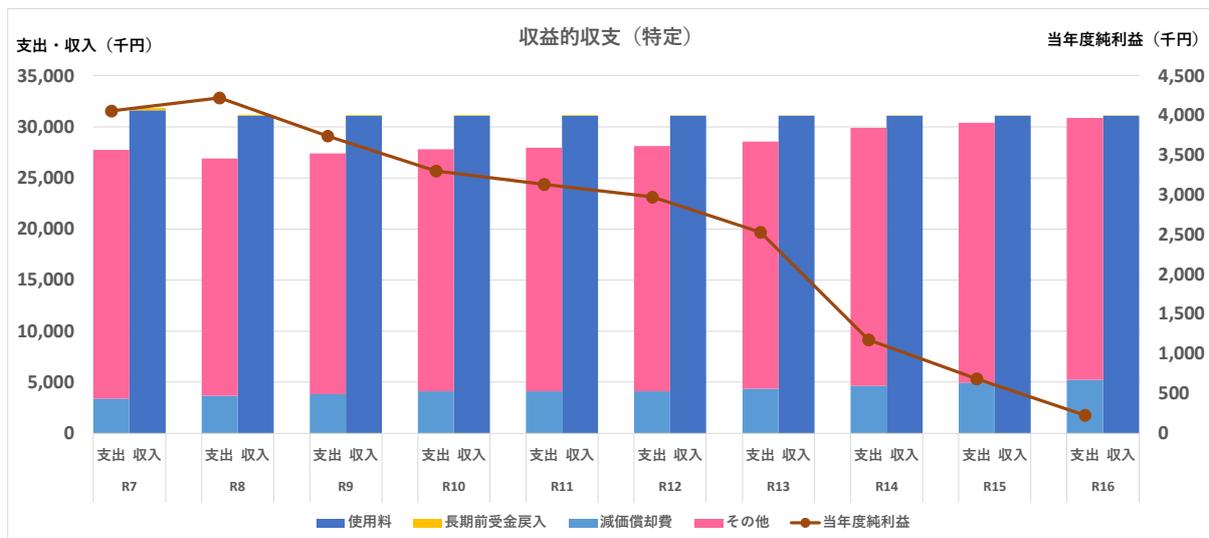
(単位：千円、%)

区 分		年 度		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資 本 的 収 入	1. 企 業 債									
		うち資本費平準化債								
	2. 他 会 計 出 資 金									
		3. 他 会 計 補 助 金								
		4. 他 会 計 負 担 金								
		5. 他 会 計 借 入 金								
		6. 国（都道府県）補助金								
		7. 固定資産売却代金								
		8. 工 事 負 担 金								
	9. そ の 他									
		計 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)		0	0	0	0	0	0	0	0
収 支	1. 建 設 改 良 費		10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	
		うち職員給与費								
	2. 企 業 債 償 還 金									
		3. 他会計長期借入返還金								
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
		5. そ の 他								
計 (D)		10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800		
補 填 財 源	1. 消費税資本的収支調整額		1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	
		2. 引 継 金								
	3. 前年度分損益勘定留保資金		0	0	0	0	0	0	9,720	
		4. 当年度分損益勘定留保資金	9,720	9,720	9,720	9,720	9,720	9,720	0	
	5. 当年度利益剰余金処分額									
		6. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	
計 (F)		10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0		
企 業 債 残 高 (H)		0	0	0	0	0	0	0		

(単位：千円)

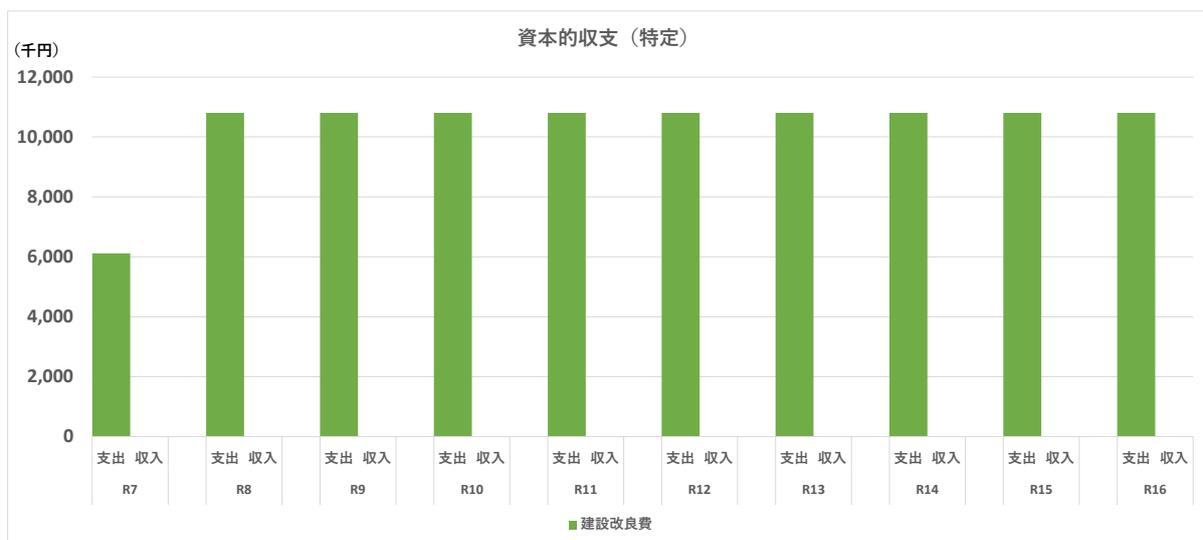
区 分		年 度		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収 益 的 収 支 分			0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分			0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			0	0	0	0	0	0	0	0

## 特定公共下水道事業 収益的収支



使用料収入額は同水準で推移することを見込んでいるが、維持管理費が増加するため、当年度純利益は減少傾向となっている。

## 特定公共下水道事業 資本的収支



建設改良費は毎年度1,000万円前後で推移する見通しとなっている。資本的収入は見込んでおらず、財源は全額補填財源を充てる。



農業集落排水事業 収益的収支

様式第2号 (法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画  
(収支計画)

農業集落排水

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		(決算)	(決算)	(決算)	(税抜き予算)					
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	8,766	8,751	8,879	8,753	8,518	8,779	8,746		
	(1) 料 金 収 入	8,766	8,751	8,879	8,753	8,518	8,779	8,746		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)									
	(3) そ の 他									
	2. 営 業 外 収 益	55,027	53,854	54,176	50,917	76,213	75,682	75,682		
	(1) 補 助 金	34,000	34,000	34,000	34,000	60,000	60,000	60,000		
	他 会 計 補 助 金	34,000	34,000	34,000	34,000	60,000	60,000	60,000		
	そ の 他 補 助 金									
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	21,027	19,854	20,176	16,915	16,211	15,682	15,682		
	(3) そ の 他				2	2				
収 入 計 (C)	63,793	62,605	63,055	59,670	84,731	84,461	84,428			
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	49,679	50,753	46,855	46,161	50,223	50,999	51,716		
	(1) 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0		
	基 本 給	0	0	0	0	0	0	0		
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0		
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0		
	(2) 経 費	19,978	21,125	17,138	20,766	25,531	25,295	25,761		
	動 力 費	0	0	0	0	0	0	0		
	修 繕 費	4,010	6,050	2,450	6,021	3,791	3,729	3,759		
	材 料 費	0	0	0	0	0	0	0		
	そ の 他	15,968	15,075	14,688	14,745	21,740	21,566	22,002		
(3) 減 価 償 却 費	29,701	29,628	29,717	25,395	24,692	25,704	25,955			
2. 営 業 外 費 用	3,935	5,146	4,673	2,562	2,113	2,805	2,421			
(1) 支 払 利 息	3,907	3,468	3,019	2,562	2,103	1,668	1,274			
(2) そ の 他	28	1,678	1,654	0	10	1,137	1,147			
支 出 計 (D)	53,615	55,899	51,529	48,723	52,336	53,804	54,137			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	10,179	6,706	11,527	10,947	32,395	30,657	30,291			
特 別 利 益 (F)	0	0	0	2	2	0	0			
特 別 損 失 (G)	12	12	0	46	46	46	47			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 12	△ 12	0	△ 44	△ 44	△ 46	△ 47			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	10,167	6,694	11,527	10,903	32,351	30,611	30,244			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	167	862	389	11,292	43,643	74,253	104,498			
流 動 資 産 (J)	15,375	8,719	1,682	963	23,572	31,311	46,049			
う ち 未 収 金	1,643	1,657	1,746	963	1,628	1,678	1,672			
流 動 負 債 (K)	32,210	33,687	36,901	22,369	39,972	33,074	31,682			
う ち 建 設 改 良 費 分	2,160	2,381	2,975	18	4,060	3,419	3,466			
う ち 一 時 借 入 金										
う ち 未 払 金	10,023	11,052	13,807	85	18,843	15,867	16,084			
累 積 欠 損 金 比 率 $(\frac{I}{(A)-(B)}) \times 100$	0	0	0	0	0	0	0			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0	0			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	8,766	8,751	8,879	8,753	8,518	8,779	8,746			
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 $((L)/(M)) \times 100$	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 $((N)/(P)) \times 100$	0	0	0	0	0	0	0			

(単位：千円，%)

区 分		年 度		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			8,713	8,679	8,644	8,603	8,562	8,520	8,478	
	(1) 料 金 収 入			8,713	8,679	8,644	8,603	8,562	8,520	8,478	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) そ の 他										
	2. 営 業 外 収 益			47,912	47,912	47,912	47,912	47,911	47,910	47,910	
	(1) 補 助 金			32,230	32,230	32,230	32,230	32,230	32,230	32,230	
	他 会 計 補 助 金			32,230	32,230	32,230	32,230	32,230	32,230	32,230	
	そ の 他 補 助 金										
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			15,682	15,682	15,682	15,682	15,681	15,680	15,680	
	(3) そ の 他										
	収 入 計 (C)			56,625	56,591	56,556	56,515	56,473	56,430	56,388	
	支 出 的 収 益	1. 営 業 費 用			52,006	52,297	52,591	52,885	54,356	54,639	54,598
		(1) 職 員 給 与 費			0	0	0	0	0	0	0
基 本 給				0	0	0	0	0	0	0	
退 職 給 付 費				0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他				0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経 費				25,799	25,837	25,876	25,915	27,135	27,175	27,216	
動 力 費				0	0	0	0	0	0	0	
修 繕 費				3,789	3,819	3,850	3,881	3,912	3,943	3,975	
材 料 費				0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他				22,010	22,018	22,026	22,034	23,223	23,232	23,241	
(3) 減 価 償 却 費				26,207	26,460	26,715	26,970	27,221	27,464	27,382	
2. 営 業 外 費 用				2,106	1,833	1,631	1,467	1,331	1,256	1,222	
(1) 支 払 利 息				950	668	457	283	138	53	10	
(2) そ の 他			1,156	1,165	1,174	1,184	1,193	1,203	1,212		
支 出 計 (D)			54,112	54,130	54,222	54,352	55,687	55,895	55,820		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			2,513	2,461	2,334	2,163	786	535	568		
特 別 利 益 (F)			0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)			47	47	48	48	49	49	49		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 47	△ 47	△ 48	△ 48	△ 49	△ 49	△ 49		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			2,466	2,414	2,286	2,115	737	486	519		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			106,964	109,377	111,663	113,778	114,515	115,001	115,520		
流 動 資 産 (J)			34,670	26,754	21,798	18,372	17,938	18,507	21,283		
う ち 未 収 金			1,665	1,659	1,652	1,644	1,637	1,629	1,620		
流 動 負 債 (K)			28,438	25,623	24,195	20,645	19,654	17,416	16,761		
う ち 建 設 改 良 費 分			3,469	3,473	3,477	3,481	3,603	3,607	3,612		
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金			16,102	16,119	16,137	16,156	16,723	16,742	16,761		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )			0	0	0	0	0	0	0		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			0	0	0	0	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			8,713	8,679	8,644	8,603	8,562	8,520	8,478		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( (L) / (M) × 100 )			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( (N) / (P) × 100 )			0	0	0	0	0	0	0		

農業集落排水事業 資本的収支

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画  
（収支計画）

農業集落排水

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
				（決算）	（決算）	（決算）	（当初予算）				
資本的 収入	1. 企業債			0	0	0	0	0	0	0	
		うち資本費平準化債									
	2. 他会計出資金										
		3. 他会計補助金									
		4. 他会計負担金									
		5. 他会計借入金									
		6. 国（都道府県）補助金									
		7. 固定資産売却代金									
		8. 工事負担金			459		0	192	192		
	9. その他						60	60			
	計 (A)			459	0	0	252	252	0	0	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)			0	0	0	0	0	0	0	
	純計 (A)-(B) (C)			459	0	0	252	252	0	0	
資本的 支出	1. 建設改良費			4,455	2,640	9,350	11,164	14,948	8,790	8,790	
		うち職員給与費									
	2. 企業債償還金			21,747	22,186	22,635	23,094	22,285	21,128	17,206	
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
	5. その他						500	500			
計 (D)			26,202	24,826	31,985	34,758	37,733	29,918	25,996		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)				25,743	24,826	31,985	34,506	37,481	29,918	25,996	
補填財源	1. 消費税資本的収支調整額			364	240	560	763	1,040	879	879	
	2. 引継金										
	3. 前年度分損益勘定留保資金			255			0	26,609	0	0	
	4. 当年度分損益勘定留保資金			10,536	24,586	15,425	33,743	9,832	29,039	25,117	
	5. 当年度利益剰余金処分額			14,588							
	6. その他					16,000	0	0	0	0	
計 (F)			25,743	24,826	31,985	34,506	37,481	29,918	25,996		
補填財源不足額 (E)-(F)				0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)				0	0	0	0	0	0	0	
企業債残高 (H)				182,124	159,937	137,302	114,208	91,923	70,795	53,589	

○他会計繰入金（決算状況調査）

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
				（決算）	（決算）	（決算）	（当初予算）			
収益的 収支分				34,000	34,000	34,000	34,000	60,000	60,000	60,000
	うち基準内繰入金			14,731	14,154	13,681	14,334	10,617	12,603	12,460
	うち基準外繰入金			19,269	19,846	20,319	19,666	49,383	47,397	47,540
資本的 収支分				0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金									
	うち基準外繰入金									
合 計				34,000	34,000	34,000	34,000	60,000	60,000	60,000

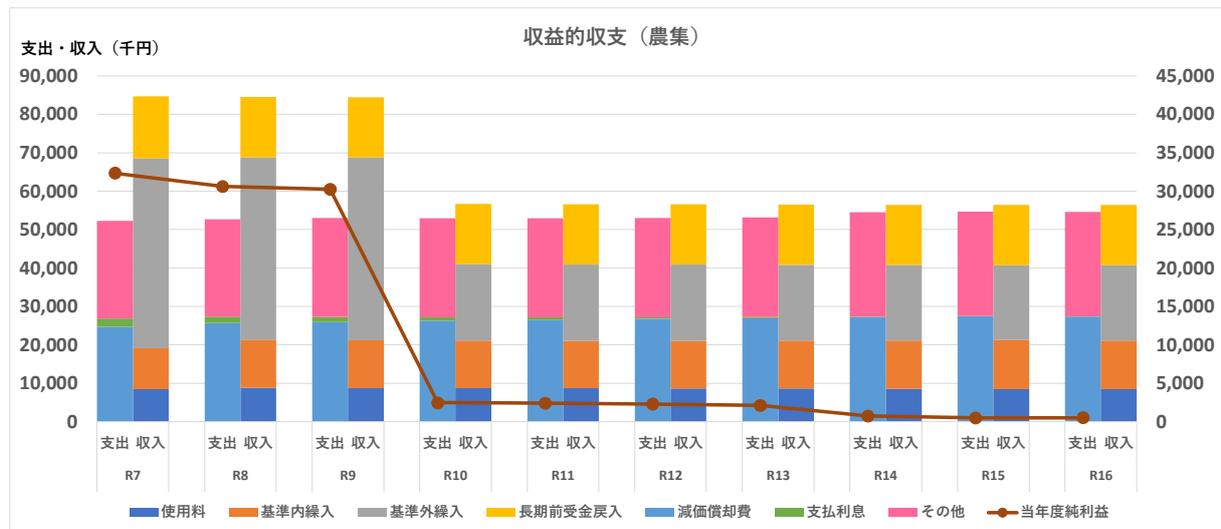
(単位：千円、%)

区 分		年 度		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債			0	0	0	0	0	0	0	
		うち資本費平準化債									
	2. 他 会 計 出 資 金										
		3. 他 会 計 補 助 金									
		4. 他 会 計 負 担 金									
		5. 他 会 計 借 入 金									
		6. 国（都道府県）補助金									
		7. 固定資産売却代金									
		8. 工 事 負 担 金									
	9. そ の 他										
		計 (A)			0	0	0	0	0	0	0
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)			0	0	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)				0	0	0	0	0	0	0
収 支	1. 建 設 改 良 費			8,790	8,790	8,790	8,790	8,790	8,790	8,790	
		うち職員給与費									
	2. 企 業 債 償 還 金			15,597	12,336	9,503	8,057	4,489	2,930	673	
		3. 他会計長期借入返還金									
		4. 他会計への支出金									
		5. そ の 他									
計 (D)				24,387	21,126	18,293	16,847	13,279	11,720	9,463	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)				24,387	21,126	18,293	16,847	13,279	11,720	9,463	
補 填 財 源	1. 消費税資本的収支調整額			879	879	879	879	879	879	879	
		2. 引 継 金									
	3. 前年度分損益勘定留保資金			0	0	0	0	0	0	8,584	
		4. 当年度分損益勘定留保資金			23,508	20,247	17,414	15,968	12,400	10,841	0
	5. 当年度利益剰余金処分額										
		6. そ の 他			0	0	0	0	0	0	0
計 (F)				24,387	21,126	18,293	16,847	13,279	11,720	9,463	
補填財源不足額 (E)-(F)				0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)				0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)				37,992	25,656	16,153	8,096	3,607	677	0	

(単位：千円)

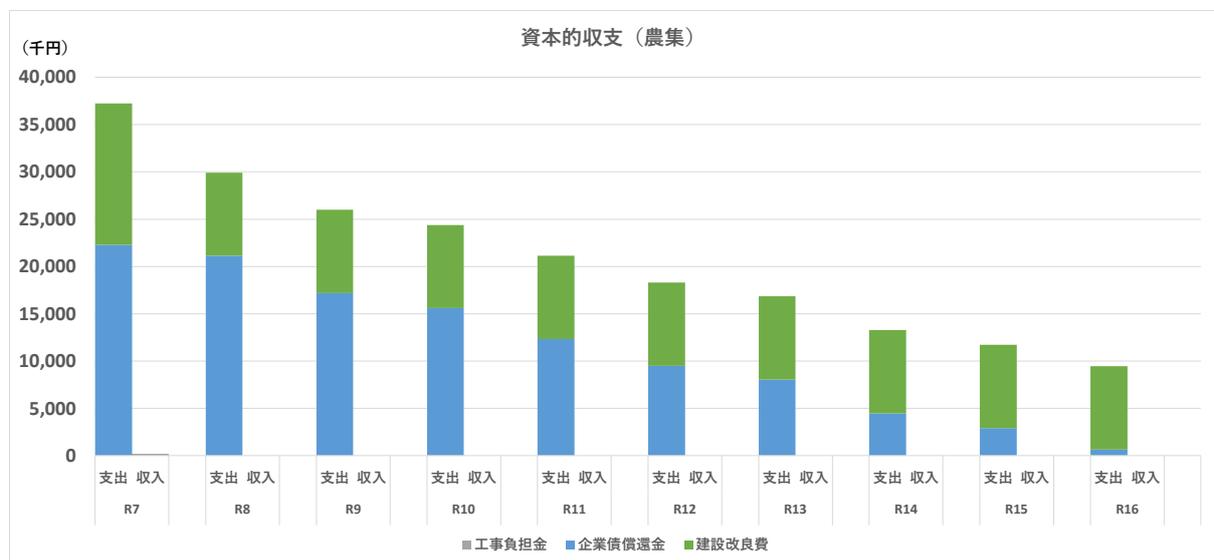
区 分		年 度		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収 益 的 収 支 分				32,230	32,230	32,230	32,230	32,230	32,230	32,230
	うち基準内繰入金			12,387	12,359	12,402	12,484	12,590	12,750	12,624
	うち基準外繰入金			19,843	19,871	19,828	19,746	19,640	19,480	19,606
資 本 的 収 支 分				0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金									
	うち基準外繰入金									
合 計				32,230	32,230	32,230	32,230	32,230	32,230	32,230

## 農業集落排水事業 収益的収支



使用料収入が減少傾向であるのに対して経費が上昇傾向となっているが、一般会計からの繰入金(基準内・基準外)により最終損益は毎年度黒字となっている。特に基準外繰入金に大きく依存する状況が続く見込みである。

## 農業集落排水事業 資本的収支



資本的支出は、令和11年度までは2,000万円を超える水準で推移しているが、企業債償還金の減少に伴い徐々に減少し、令和16年度には1,000万円前後となる見通しである。令和8年度以降は資本的収入を見込んでおらず、財源は全額補填財源を充てる。



全事業 収益的収支

様式第2号 (法適用企業・収益的収支)

投資・財政計画  
(収支計画)

下水道事業全体

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		(決算)	(決算)	(決算)	(税抜き予算)					
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	693,776	681,459	683,691	685,947	733,460	696,121	692,129		
	(1) 料 金 収 入	615,820	606,221	606,900	608,551	648,228	615,371	611,489		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)									
	(3) そ の 他	77,956	75,238	76,791	77,396	85,232	80,750	80,640		
	2. 営 業 外 収 益	772,229	750,966	782,303	810,934	820,939	896,014	920,818		
	(1) 補 助 金	351,548	332,707	361,239	389,634	400,298	474,129	497,426		
	他 会 計 補 助 金	351,548	332,707	361,239	389,634	392,798	466,629	489,926		
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	7,500	7,500	7,500		
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	419,615	416,116	412,704	419,119	419,353	420,413	421,920		
	(3) そ の 他	1,066	2,143	8,360	2,181	1,288	1,472	1,472		
	収 入 計 (C)	1,466,268	1,432,425	1,465,994	1,496,881	1,554,399	1,592,135	1,612,947		
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,263,780	1,279,110	1,290,495	1,380,685	1,429,287	1,458,095	1,477,704	
		(1) 職 員 給 与 費	41,850	42,993	42,124	46,300	65,228	65,737	66,263	
基 本 給		21,750	22,251	21,062	23,100	31,956	32,211	32,469		
退 職 給 付 費		0	0	0	0	0	0	0		
そ の 他		20,100	20,742	21,062	23,200	33,272	33,526	33,794		
(2) 経 費		336,996	362,719	380,578	442,466	467,565	478,231	493,933		
動 力 費		1,147	1,936	1,484	1,800	1,800	1,805	1,811		
修 繕 費		48,492	72,499	63,150	78,482	82,562	81,728	82,382		
材 料 費		24	245	0	311	342	344	347		
そ の 他		287,333	288,039	315,944	361,873	382,861	394,354	409,393		
(3) 減 価 償 却 費		884,934	873,398	867,793	891,919	896,494	914,127	917,508		
2. 営 業 外 費 用		97,380	91,413	86,926	85,077	84,514	84,707	86,363		
(1) 支 払 利 息		94,886	86,980	81,724	85,067	84,494	80,726	82,349		
(2) そ の 他	2,493	4,433	5,202	10	20	3,981	4,014			
支 出 計 (D)	1,361,159	1,370,523	1,377,421	1,465,762	1,513,801	1,542,802	1,564,067			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	104,846	61,902	88,573	31,119	40,598	49,334	48,879			
特 別 利 益 (F)	263	0	153	4	4	0	0			
特 別 損 失 (G)	1,581	715	535	1,488	3,885	2,298	2,317			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 1,318	△ 715	△ 382	△ 1,484	△ 3,881	△ 2,298	△ 2,317			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	103,528	61,187	88,190	29,635	36,717	47,036	46,563			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	1,857	3,044	1,234	30,869	139,586	186,622	233,185			
流 動 資 産 (J)	539,763	486,966	616,808	381,069	557,511	570,598	613,375			
う ち 未 収 金	133,772	122,712	147,222	59,612	170,953	166,706	174,904			
流 動 負 債 (K)	753,398	648,522	715,936	467,718	733,599	726,544	724,717			
う ち 建 設 改 良 費 分	187,697	130,303	181,475	20,570	199,462	200,781	220,978			
う ち 一 時 借 入 金										
う ち 未 払 金	100,979	74,756	101,362	12,174	115,138	113,324	123,302			
累 積 欠 損 金 比 率 $(\frac{I}{(A)-(B)}) \times 100$	0	0	0	0	0	0	0			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0	0			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	693,776	681,459	683,691	685,947	733,460	696,121	692,129			
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 $((L)/(M)) \times 100$	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 $((N)/(P)) \times 100$	0	0	0	0	0	0	0			

(単位：千円、%)

区 分		年 度		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
收 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			685,270	673,327	663,988	657,993	653,506	649,717	645,957	
	(1) 料 金 収 入			607,594	603,686	599,762	595,494	591,212	586,915	582,603	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) そ の 他			77,676	69,641	64,226	62,499	62,294	62,802	63,354	
	2. 営 業 外 収 益			929,381	923,876	919,678	917,853	941,062	944,461	946,254	
	(1) 補 助 金			513,278	515,480	516,293	522,114	556,223	564,227	569,905	
	他 会 計 補 助 金			505,778	507,980	508,793	514,614	548,723	564,227	569,905	
	そ の 他 補 助 金			7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	0	0	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			414,631	406,924	401,913	394,267	383,367	378,762	374,877	
	(3) そ の 他			1,472	1,472	1,472	1,472	1,472	1,472	1,472	
	収 入 計 (C)			1,614,651	1,597,203	1,583,666	1,575,846	1,594,568	1,594,178	1,592,211	
	支 出 的 収 益	1. 営 業 費 用			1,476,480	1,458,350	1,443,187	1,435,738	1,456,769	1,462,304	1,457,693
		(1) 職 員 給 与 費			66,793	67,327	67,865	68,408	68,956	69,508	70,063
基 本 給				32,729	32,990	33,254	33,520	33,789	34,059	34,331	
退 職 給 付 費				0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他				34,064	34,337	34,611	34,888	35,167	35,449	35,732	
(2) 経 費				505,278	507,417	507,738	512,609	549,974	563,299	565,688	
動 力 費				1,816	1,822	1,828	1,833	1,839	1,845	1,850	
修 繕 費				83,041	83,705	84,375	85,050	85,730	86,416	87,108	
材 料 費				350	353	355	358	361	364	367	
そ の 他				420,071	421,537	421,180	425,368	462,044	474,674	476,363	
(3) 減 価 償 却 費				904,409	883,606	867,584	854,721	837,839	829,497	821,942	
2. 営 業 外 費 用				89,754	90,637	92,513	95,907	97,328	99,913	102,966	
(1) 支 払 利 息				85,708	86,559	88,402	91,763	93,151	95,702	98,722	
(2) そ の 他			4,046	4,078	4,111	4,144	4,177	4,211	4,244		
支 出 計 (D)			1,566,234	1,548,987	1,535,700	1,531,645	1,554,097	1,562,217	1,560,659		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			48,418	48,217	47,966	44,201	40,471	31,960	31,552		
特 別 利 益 (F)			0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)			2,336	2,354	2,373	2,392	2,412	2,431	2,450		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 2,336	△ 2,354	△ 2,373	△ 2,392	△ 2,412	△ 2,431	△ 2,450		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			46,082	45,862	45,593	41,809	38,059	29,529	29,101		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			279,266	325,128	370,721	412,530	450,590	480,119	509,220		
流 動 資 産 (J)			612,328	664,769	735,856	769,117	881,986	993,648	1,094,120		
う ち 未 収 金			152,982	158,737	164,929	147,784	152,291	154,143	152,121		
流 動 負 債 (K)			670,936	654,451	651,891	581,978	579,108	584,062	566,529		
う ち 建 設 改 良 費 分			181,014	194,207	207,966	176,506	192,972	200,444	198,460		
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金			104,005	110,409	117,087	101,902	110,437	114,078	113,146		
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )			0	0	0	0	0	0	0		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			0	0	0	0	0	0	0		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			685,270	673,327	663,988	657,993	653,506	649,717	645,957		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ( $(L)/(M) \times 100$ )			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ( $(N)/(P) \times 100$ )			0	0	0	0	0	0	0		

# 全事業 資本的収支

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画  
（収支計画）

下水道事業全体

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		(決算)	(決算)	(決算)	(当初予算)					
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	275,900	220,900	395,700	367,000	330,000	336,778	386,904		
	うち資本費平準化債									
	2. 他 会 計 出 資 金									
	3. 他 会 計 補 助 金	35,516	37,095	0	0	0	0	0	0	
	4. 他 会 計 負 担 金									
	5. 他 会 計 借 入 金									
	6. 国（都道府県）補助金	282,855	217,330	388,768	215,500	312,956	322,447	370,440		
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金									
	8. 工 事 負 担 金	15,705	5,852	5,826	27,396	4,186	6,000	6,000		
	9. そ の 他	158	45	0	120	192	0	0		
	計 (A)	610,134	481,222	790,294	610,016	647,334	665,225	763,344		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	4,750	0	0	0	0		
	純 計 (A)-(B) (C)	610,134	481,222	785,544	610,016	647,334	665,225	763,344		
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	632,156	541,108	895,621	694,154	783,632	781,751	888,766		
	うち職員給与費	33,957	34,223	32,988	33,717	32,757	33,019	33,283		
	2. 企 業 債 償 還 金	511,669	459,834	438,862	429,704	430,852	418,916	411,713		
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金									
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金									
	5. そ の 他				1,000	51,000				
計 (D)	1,143,825	1,000,942	1,334,483	1,124,858	1,265,484	1,200,667	1,300,479			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	533,691	519,720	548,939	514,842	618,150	535,442	537,135			
補 填 財 源	1. 消費税資本的収支調整額	25,923	24,439	24,870	23,444	24,050	45,014	51,326		
	2. 引 継 金									
	3. 前年度分損益勘定留保資金	18,961	36,253	15,429	30,197	44,231	3,363	14,996		
	4. 当年度分損益勘定留保資金	459,747	459,028	458,640	461,201	477,869	487,065	470,812		
	5. 当年度利益剰余金処分額	14,588	0	0	0	0	0	0		
	6. そ の 他	14,472	0	50,000	0	72,000	0	0		
計 (F)	533,691	519,720	548,939	514,842	618,150	535,442	537,135			
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0			
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0			
企 業 債 残 高 (H)	6,131,929	5,892,994	5,849,831	5,787,127	5,686,275	5,604,137	5,579,328			

○他会計繰入金（決算状況調査）

区 分		年 度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
		(決算)	(決算)	(予算)	(当初予算)					
収 益 的 収 支 分		429,484	407,905	438,000	467,000	478,000	547,379	570,566		
	うち基準内繰入金	325,375	346,041	352,541	429,544	428,617	499,982	523,026		
	うち基準外繰入金	104,109	61,864	85,459	37,456	49,383	47,397	47,540		
資 本 的 収 支 分		35,516	37,095	0	0	0	0	0		
	うち基準内繰入金	35,516	37,095							
	うち基準外繰入金									
合 計		465,000	445,000	438,000	467,000	478,000	547,379	570,566		

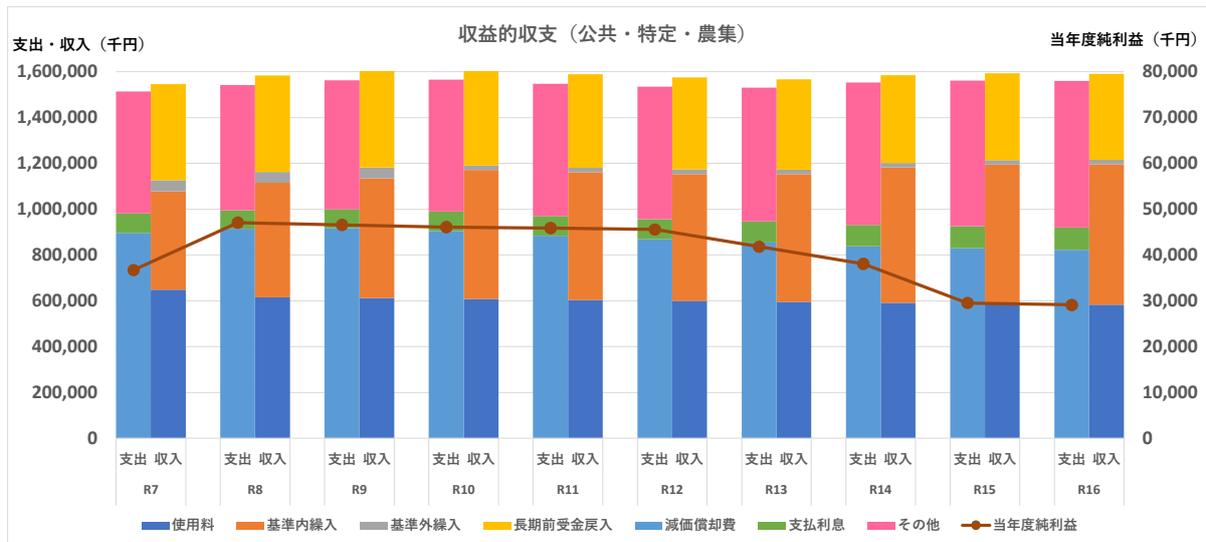
(単位：千円、%)

区 分		年 度						
		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	267,782	304,207	343,100	251,215	281,013	295,912	289,050
	うち資本費平準化債							
	2. 他 会 計 出 資 金							
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金							
	5. 他 会 計 借 入 金							
	6. 国（都道府県）補助金	256,387	291,262	328,500	240,525	269,055	283,320	276,750
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金							
	8. 工 事 負 担 金	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	530,169	601,469	677,600	497,740	556,068	585,232	571,800
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)	530,169	601,469	677,600	497,740	556,068	585,232	571,800
	収 支 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	635,684	713,554	796,678	601,555	665,335	697,417
うち職員給与費		33,549	33,817	34,088	34,361	34,636	34,913	35,192
2. 企 業 債 償 還 金		379,759	385,243	349,166	326,172	302,907	275,159	269,004
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金								
4. 他 会 計 へ の 支 出 金								
5. そ の 他								
計 (D)	1,015,443	1,098,797	1,145,844	927,727	968,242	972,576	952,207	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	485,274	497,328	468,244	429,987	412,174	387,344	380,407	
補 填 財 源	1. 消費税資本的収支調整額	36,360	40,950	45,850	34,308	38,065	39,949	39,097
	2. 引 継 金							
	3. 前年度分損益勘定留保資金	33,124	82,335	110,986	162,611	235,734	324,445	341,310
	4. 当年度分損益勘定留保資金	415,790	374,043	311,408	233,068	138,375	22,951	0
	5. 当年度利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0
	6. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	485,274	497,328	468,244	429,987	412,174	387,344	380,407	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0			
企 業 債 残 高 (H)	5,467,351	5,386,315	5,380,249	5,305,292	5,283,398	5,304,151	5,324,193	

(単位：千円)

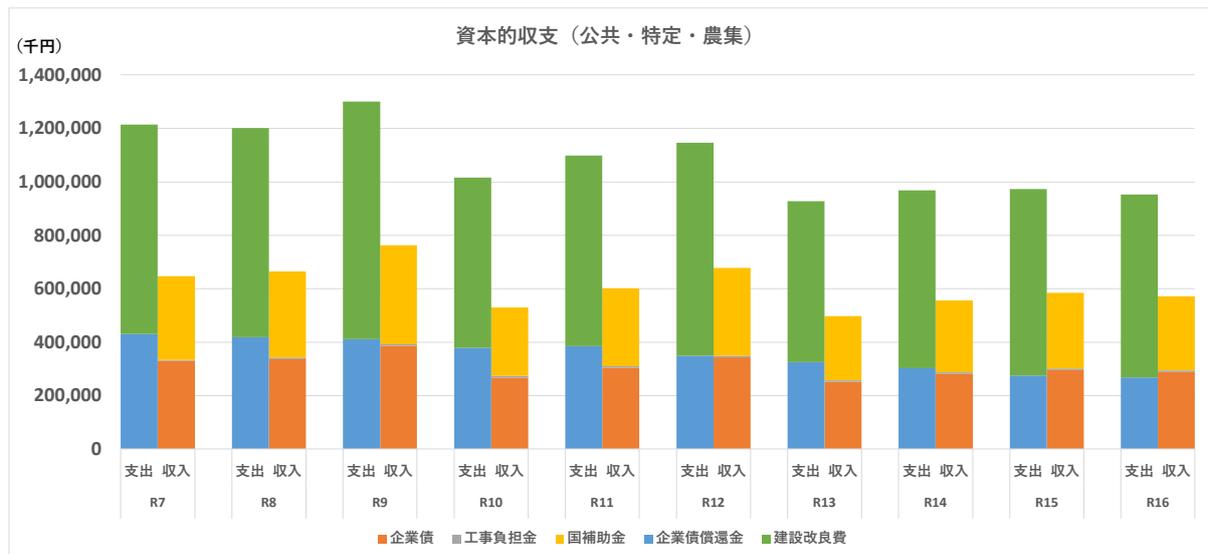
区 分		年 度						
		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
収 益 的 収 支 分		583,454	577,621	573,019	577,113	611,017	627,029	633,259
	うち基準内繰入金	563,611	557,750	553,191	557,367	591,377	607,549	613,653
	うち基準外繰入金	19,843	19,871	19,828	19,746	19,640	19,480	19,606
資 本 的 収 支 分		0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金							
	うち基準外繰入金							
合 計		583,454	577,621	573,019	577,113	611,017	627,029	633,259

## 全事業 収益的収支



使用料収入の減少と経費の増加により、純利益は減少傾向であるが、一般会計からの繰入金が増加するため、最終損益は計画期間を通じて黒字となる見込みである。

## 全事業 資本的収支



資本的支出の総額は計画期間を通して9億円以上で推移することが見込まれる。補填財源の不足額については、発生しない見通しである。

## 7. 主な用語集

用語	説明
あ行	
W-PPP（ウォーターPPP）	水道、工業用水道、下水道についてのPPP/PFI手法のうち、「公共施設等運営事業（コンセッション）」と「管理・更新一体マネジメント方式」の総称。
か行	
管きよ（管渠）	給水・排水を目的として作られる水路全体を指し、地上部に造られる開渠（かいきよ）と地中に造られる暗渠（あんきよ）に分かれるが、原則として下水道では暗渠となっている。
企業債	地方公営企業が経費や施設の建設・改良等に要する資金を調達するために起こす地方債のこと。（借入金）
基準外繰入	一般会計から下水道事業会計への繰入のうち、総務省が示した繰出基準に該当しないもの。使用料収入の不足によるものが一般的である。
基準内繰入	一般会計から下水道事業会計への繰入のうち、雨水処理に要する経費等、下水道事業が社会全般にもたらす便益に係る経費に充てるものとして、総務省の示す繰出基準に定められているもの。
基本料金	汚水排出量（使用量）に関係なく必要となる経費に対するもので、本市では10m <sup>3</sup> の基本使用量を設定し、その量までは定額の使用料となる。
供用開始年月日	下水道法に定める用語で、下水道が使用可能になった、または汚水の処理が開始された年月日のこと。
経費回収率	使用料収入で賄うべき経費を使用料でどの程度賄えているかを示す指標であり、すべてを賄えている場合は100%以上となる。
減価償却	固定資産の取得にかかった支出を、使用可能期間の全期間にわたる経費として、1年ずつ分割して費用計上する会計処理のこと。 建物、構築物、機械及び装置等の、時間の経過とともに価値が減少する資産（償却資産）に対して行い、下水道事業においては、使用可能期間（耐用年数）の各年度に均等に配分する。（定額法）
さ行	
社会資本整備総合交付金	地方公共団体等による社会資本の整備（下水道、道路、河川、住宅等）を支援することを目的とする交付金であり、平成22年度に、国土交通省所管の個別補助金を一括する形で創設された。

	地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する事業を総合的に支援するものである。
処理区域内人口	下水処理が開始されている処理区域内に居住する人口を示したものの。
水洗化人口	処理区域内で実際に下水道に接続し汚水処理をしている人口のこと。
ストックマネジメント	<p>構造物や施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り生涯費用を低減するための技術体系及び管理手法の総称。</p> <p>特に下水道では管きよや処理場等の膨大な資産を抱えていることから、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する。</p>
た行	
長寿命化	施設の改築のうち、既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすること。
DX（デジタルトランスフォーメーション）	データとデジタル技術の活用により、業務そのものや、組織、プロセスを変革し、それによって下水道の持続と進化を実現する取組。
は行	
PDCA サイクル	業務プロセスの管理手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。
PFI（Private Finance Initiative）	PPP手法の一つであり、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うもの。
PPP（Public Private Partnership）	官民（公民）が連携して、公共サービスの提供を行うこと。民間事業者の創意工夫によるサービス向上やコストの削減を目指す。
包括的民間委託	施設の運転管理や修繕などについて、性能発注方式・複数年度・複数業務一括で民間の事業者へ委託し、維持管理業務の効率化・コスト削減を図るもの
や行	
有収水量	下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量のこと。



館林市下水道事業経営戦略  
(令和7年度～令和16年度)  
令和7年3月  
館 林 市